
平成24年 第3回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第2日)

平成24年6月18日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成24年6月18日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

出席議員(14名)

1番 板 井 隆君	2番 仲 田 司 朗君
3番 雑 賀 敏 之君	4番 植 田 均君
5番 景 山 浩君	6番 杉 谷 早 苗君
7番 赤 井 廣 昇君	8番 青 砥 日出夫君
9番 細 田 元 教君	10番 石 上 良 夫君
11番 井 田 章 雄君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀 尾 共 三君	14番 足 立 喜 義君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 唯 清 視君 書記 ————— 芝 田 卓 巳君

書記 ————— 石 谷 麻衣子君
書記 ————— 前 田 憲 昭君
書記 ————— 赤 井 佳 子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 藤 友 裕 美君
教育長 ————— 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ——— 田 中 耕 司君
総務課長 ————— 加 藤 晃 君 財政専門員 ————— 板 持 照 明君
企画政策課長 ————— 谷 口 秀 人君 地域振興専門員 ——— 長 尾 健 治君
税務課長 ————— 畠 稔 明君 町民生活課長 ————— 仲 田 磨理子君
教育次長 ————— 中 前 三紀夫君 総務・学校教育課長 ——— 野 口 高 幸君
病院事務部長 ————— 陶 山 清 孝君 健康福祉課長 ————— 伊 藤 真 君
福祉事務所長 ————— 頼 田 光 正君 建設課長 ————— 頼 田 泰 史君
上下水道課長 ————— 谷 田 英 之君 産業課長 ————— 仲 田 憲 史君
監査委員 ————— 須 山 啓 己君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（足立 喜義君） ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

7 番、赤井廣昇君、8 番、青砥日出夫君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 町政に対する一般質問

○議長（足立 喜義君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、9番、細田元教君の質問を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） おはようございます。9番の細田でございます。

久しぶりに1番で一般質問させていただきます。質問事項は2点でございます。町長の出馬についてと、保育園の改築についての、たった2つでございますが、1番目の町長出馬の件については、3月議会に、我が同僚の青砥議員から出馬の一般質問がございました。そのとき、町長は後援会とかいろんな役員の人と相談して早期に発表いたしますという返事でありまして、そのとき発表ありませんでした。3月、4月、5月と待っていましたが、一向にああいう動きがありませんでした。そしたら、この間、地方紙にスクープが生まれて、町長、出馬されるようだ。町長は、ノーコメントということでありましたが、議会に言う前に後援会に言うのは筋だとは思いましたが、で、どうも後援会で同意を得られたんじゃないかなと推測いたしました。けども、町民に対して、またマスコミ各社に対して、正式な出馬の発表はまだでございます。なぜ、私がここで坂本町長にもう一度出て頑張っていたきたいと思う気持ちはありまして、それをやる言ひまして、本当に決意を固めていただき、再度、南部町の町政をかじ取っていただきたいと思っております。

1つ目には、来年、天皇陛下をお迎えしまして、花回廊において植樹祭がございます。そこには、国の宮内庁長官を初めその関係の方、衆参両院の、たしか議長さんも来られると思います。総理大臣も来られるのかな。そういう感じで、国の大きな流れでこっちに、めいめい、そうそうたる人が参られます。そういう国のパイプや強いパイプを持っておられる今の町長に、ぜひともこれは仕切っていただければならないじゃないかと思ひます。それが、第1点でございます。

次は、合併以来の大きな課題であります水道統合事業がございます。これも、今、着々と進んでおりますけども、これからもいろんな問題が起きると思ひます。こういうときには、経験豊かな今の坂本町長以外にこれはリーダーシップとして、両、旧会見町、旧西伯町との融和を図った水道事業統合を完成していただきたいと思ひしております。それが、私が思ったとこの、第2番目の大きな問題じゃないかと思ひます。ここで新しい町長になられたときには、こんなのは最初からのいきさつもありますので、これはよくわかった人がやられた方がいいと判断いたしております。

次は、地域振興協議会のさらなる発展についてでございますが、これ地域振興協議会、地方自治法にうたわれない南部町独自の条例に基づいた地域独自の振興協議会でございます。5年経過をも

いたしました。もう南部町の行政をそのようにかじを切っております。この振興協議会、今、独自の活動しておられまして、地域に住む住民のすごい活動が少しずつでもありますけども、出てまいっております。4年前の町長選挙においても、これが大きなテーマになっておりました。振興協議会についておかしいという選挙と、これは正しいという選挙が4年前でありました。4年前、この診断は下されました。皆さん方も御存じのように、振興協議会をテーマにした選挙は坂本町長が勝ちました。それから4年たって、着実に各地域の振興協議会、地域力と住民力を、今、少しずつでありますがつけております。私が住んでおります東西町地域振興協議会、もうみんな地域独自の戦いをして、県から表彰を受けたりしております。このように、まだ、7つの地域振興協議会がありますけど、さらなる地域力と住民力を育てるためにも、これを考え、条例化された坂本町長のさらなる力が私は必要だと思います。今現在、2集落がまだ未加入であります。そういう課題もございますので、ぜひともこれに地域のためにも頑張っていたいただきたいという思いであります。

それと、ことしの4月に、ここにおられる、壇上におられます執行部ごろっとかわられまして、若い人にバトンタッチがされております。この若い職員の、人材育成といいますか、今のような多大な問題がある中で、新しい町長も選んでもいいですけども、こういうところで安心した力、仕事ができるよう、どんと構えた今の坂本町長を出ていただき、若い職員をさらなるアップにつないでいただきたいと思っております。

一番要望したいのは、これから我が南部町、本当にみんなが住んでよかった、ここで生活してよかった、特に高齢者がこの我が南部町でここで一生送られるような施策、これは地域医療、地域福祉であります。これに、最たる施策とか実行力は、全国広しといえども坂本町長以外にはございません。これは、福祉の南部町の名前のおり、介護保険始まって以来、全国切って頑張っておられます。介護保険制度も、ことしの4月改正されました。今の改正は、本当に都会型の改正なんです。このままでは高齢者福祉大変だな思っていたところに、県と協力していろんなモデル事業が取り組まれる、これは地域力があるからできることなんです。今後、我が町南部町、高齢化率が30%を超えました。この中で高齢者が安心して、医療や介護や受けながら、自分の生まれたところで生活ができる施策というのは、この福祉の心がわかった坂本町長以外に全国広しといえども、私もいろんなとこに行ってみますが、おられません。首長のリーダーシップ一つで、この地域の福祉が変わります。今、高齢化が30%を超えた我が町、住んでよかった、一生私はここに住みたいという、こういう人を地域力と住民力で守っていかれるような施策ができると、私は確信しております。こういうすごい町長、ぜひとも頑張っていたいただきたい、またこれ

をモデルとして、日本国じゅうの町村、市町村にこの波動を広げていただきたいと思います。国もそれを望んでおられます。ぜひとも、再度、私の方からではございますが、出馬していただきたいことを第1点をお願い申し上げます。

第2点の保育所の改修問題でございます。

この件に関しましては、我が、町小学校、中学校すべて耐震補強ができました。他町により、先んじて耐震をしてすばらしい小学校、中学校になっております。ほっと我に返ってみれば、そういえば保育園どうだったかなと思いました。保育園は、改修費はたくさん毎回の議会でよく上がっております。要は、継ぎはぎ、継ぎはぎで、入られたらわかると思いますけど、はっきり言ってぼろなんです。築40年以上たっているところもございまして。これは、やっぱり子供を守る観点から、私は保育園の改修が必要ではないかと思っております。我が町に4つの保育園がございまして。2つは指定管理に出しておりますが、あと2つは公的な保育園でございまして。これらの保育園を、今後、耐震対応のまた減災対応の保育園等に改修される予定があるかどうかお聞きしたいと思います。

以上2点、壇上から質問しまして、町長の英断を期待しております。以上であります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 細田議員の御質問にお答えをしております。

最初に、出馬要請ということでございまして。大変心強い質問をいただきました。

ただいまからお答えを申し上げます。10月に予定されている町長選挙への出馬についてのお尋ねでございますが、この件については、3月議会で青砥議員さんから質問をいただきましたが、その折にははっきりとした答弁はできず、余り先にならない時期に最終的な判断をして、公式に発表したいと旨の答弁をしておりますが、この間、一日たりともこの件が頭から離れずに、積んだり崩したり逡巡する毎日で過ごしておりました。悩みの原因は、10月で南部町長として2期の任期を迎えますが、長期在職はいかなものかという思いがあるからであります。以前にも、西伯町長としての経歴がございまして。とかく長期に及ぶとほころびが生じやすいということが古今東西、人間社会の姿と歴史が教えておりますので、私はそのような仲間入りをしてはならないという思いから、今秋を機に後任のお方にバトンタッチをしようと考えました。そのような思いで町政に懸命に取り組みまして、合併協議で話し合った多くの事業や町長マニフェストの実現などにそれなりの成果をおさめることができました。これは、議員各位の御指導のたまものと感謝しておりますし、職員の皆さんの御努力や町民各位の御理解、御協力があったからこそでありまして、ここに改めてお礼と感謝を申し上げます。

このような町政の状況や私の思いを後援会役員の皆さんを初め、親しいお方に打ち明けまして御相談をしたところ、共感をしていただくお方も一部ありましたけれども、今日までの町政のさらなる発展を望む声や、一層深刻となってきた政治、経済、社会情勢の中にあって、安定的な町政継続の必要性を強調される声が圧倒的に多くございました。また、数々の事業に取り組んでまいりましたが、行き届かない点や不備の御指摘もあり、さらなる努力を求めるとの声もいただきました。町長の政治に対する美学は美学として、今は町政を投げ出す時期ではないという御指導をいただく中で、みずから問い直してみる毎日を過ごしてきたのであります。そして、みずからの至らなさを認めながらも、この局面に必要な人材であると言っただく皆様の声を意気に感じ、このような私で役に立つなら、町民の皆様の御支援をいただくなれば、初心に返って再度挑戦者として出馬の思いを持ったところでございます。

御指摘のように、町政には数多くの課題が山積し、加えて新たな課題が次々と沸き起こってまいります。1期目は合併協議会長としての責任感から立候補しましたが、2期目には進めてきた町政の是非を問うということで対抗馬もあらわれ、引くに引けない状況の中で出馬し町民の皆さんに選択をしていただきました。

次期町政においては、今まで進めてきた町政の一層の発展と、東日本震災、福島原子力発電所の放射能漏れ事故などを受けて、変わらなければならない、変わらざるを得ない我が国の政治、経済、社会など新たな潮流への誤りない道筋をつけるという難しい町政であろうと思います。町民の皆様の御支援をいただくなれば、私の今日までの知識や経験、人脈など渾身の力を発揮いたしまして、この困難な時代のかじ取りを果たしていく気持ちになったことを披瀝を申し上げまして答弁といたします。

次に、保育所の改築についてでございます。

昭和56年の建築基準法の改正により、新耐震基準が施行され、さらに、平成17年度には改正耐震改修促進法により、指導、助言の対象となる建築物の範囲が拡大され、保育所では、2階建て500平方メートル以上の建物が対象となりました。現在、町には4つの保育所があり、このうち昭和56年以前に建築されたものは、すみれ保育園が昭和50年度、さくら保育園が昭和55年度となっており、いずれも鉄筋コンクリート構造で平家建てであり、建築基準法及び建築物の耐震改修の促進に関する法律においては、耐震診断、耐震改修の対象施設ではなく、設置主体の判断に基づき、耐震診断、耐震改修を進めるべき施設となります。

国が実施しました平成22年4月1日現在の社会福祉施設などの耐震化に関する状況調査結果では、鳥取県内の保育所における耐震化率は7割となっております。これには、国の三位一体改

革により平成18年度から公立保育所の建設や施設改修などの施設整備費が、完全に一般財源化され交付金の対象外となったこと、また本町のような建築物の耐震改修の促進に関する法律の対象とならない施設には、耐震診断の費用も補助金対象とならないなどが原因となっていると考えます。

しかしながら、保育所施設は、多くの乳幼児等が一日の大半を過ごす生活の場であり、地震や災害などの発生の折には、地域住民の避難所にもなっております。近年、東日本震災を初め、日本各地で地震が発生し、大きな被害をもたらしており、いつ地震が発生してもおかしくない状況にあり、地震発生時における子供たちの安全・安心を確保するためには日ごろから避難訓練などを繰り返し実施するなど、できる限りの対策を講じるとともに、保育所施設の耐震化を図ることは重要であると考えております。

昭和56年以前の旧耐震基準は震度5強程度の揺れでも倒壊しない補修可能な基準となっておりますが、建築後30年以上が経過しており、施設の老朽化も考慮し、今後の町財政の状況を見ながら、まず、耐震診断を実施することにより、建てかえ、改修への対策を検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今回の町長答弁をお聞きしまして、最初の出馬要請のことですが、自分の口から出馬するという4文字が聞こえてまいりませんでした。そういうにおいはいたしましたが、はっきりと出馬すると言っていたきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほども申し上げましたように、町民の皆さん方の御支持がいただくことができるならばと、こういうことでございます。支持がないのに、出馬、これはできないわけございまして、御支持をいただくならば、再度先頭に立って頑張っていきたいとこういう気持ちでございます。告示にもなっておりませんので、よろしく願います。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） わかりました。出馬するというように考えます。

続きまして、保育所の問題ですが、今、聞きましたら、耐震診断もまだ、要はこれは重要であると認識されているようでありますね。で、交付金の、こちらもちろん交付金、一般財源化になっちゃって交付金の対象外、これに耐震診断また改修について補助金も対象外って、今、答弁がありました、そのほか交付金とか補助金が出るのは、どういうものが出ますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長です。公立保育所には、補助金は、もう今はなくなっておまして、あとは社会福祉施設等、民間の事業者がされるところに補助金が出るようになっております。で、公立が民間にお願いしているところも補助金は出ませんので、あとは認定こども園とか、統合してつくる場合に交付金というか交付税の対象として出るようになっていようです。以上です。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 要は、今のまま、町立の運営している保育園、町立の関係のは補助金の対象外。それで、国が進めている、まあちょっとね、国もころころ変わってわけがわからんですけど、認定保育園だって、幼保一元化から認定保育園になって、総合こども園になって、厚労省管轄が文部科学省管轄になって、今度は内閣府管轄になって、何か迷走しておまして、はっきりわかりませんね、これが。これが、もし、はっきりわかりましたならば、町といたしましてはこの認定保育園、総合こども園、そのような方向に持っていかれるような考えはございますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長です。認定こども園についてですけれども、認定こども園というのは、今、待機児童の解消ということが大きなねらいというか目的でされてる事業だと思います。で、南部町の場合は、待機児童っていうのが、今現在ないという考えをしておまして、現在5月31日現在で、6歳以下の子供さんの人数ですが、ちょっと待ってくださいね、5月31日で6歳以下の子供さんの人数は583人おられます。そのうち、保育園に入っておられる、今入所しとられる子供さんの数は343人、583人のうちのゼロ歳児が68人、1歳児が75人おられまして、ゼロ歳児、1歳児は少ないと思われまして、2歳から6歳までのお子さん数440人となっています。南部町では、待機児童の方はおられないという考え方をしておしますので、認定こども園のとか、総合保育園というのは考えていないところです。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） これ、ちょっと変な考えになるかもしれませんが、例えば今の保育園4つありまして、改修するのにも一般財源、改築するのにも一般財源、で、耐震診断するのも一般財源、これは今後の町政の方針にもよりますが、お金の問題もありますが、4つをすること、2つを一つにしたり、合併したりしたら一つで終わるといような考えもありますが、これは今後の方針みたいなものですが、これについて担当課は難しいかと思いますが、現時点では町長はどのように考えておられますか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど申し上げましたように、保育所の施設が随分古くなったということで、毎年多額な修繕費がかかっているような状況であります。したがって、耐震もいいんですけれども、新しい保育所の建設も視野に入れなければならないような時期に来ておると、こう思っております。で、そういうことを考えたときに、現在4つ、4園ありますけれども、4園でいくのか、あるいは統合して2園程度にするのかですね、あるいは1園にしてしまうのか。どの程度にするのかということが一つあると思います。

もう一つは、さっきも答弁いたしましたけれども、町が行うと補助金が全くない状況でございます。ないのでいけんということでもないでしょうけれども、民間事業所が行えば国の補助金がたくさんつくと、特に、今、都会地の待機児童対策などで非常に子育て関係は潤沢な予算を持っています。そういうことで、私の聞いている限りでも、立派な一元化施設をつくったというような話も聞いておまして、これも一つの選択肢になるだろうなというように思っております。

私はちょうど手元に、養老孟司さんと宮崎駿さんの、「虫眼とアニ眼」という本を持っておりますけれども、ここにですね、本当に楽しい保育園の、夢のような保育園のことが書いてございます。私やっぱり、こういう、何ていんでしょうか、民間の発想になる、新しい形の保育園というものが、南部町にあってもいいのではないかなというように思うわけです。この、ここで説かれておりますのは、とにかく自然の中で子供たちを育てるということであります。で、森のようちえんというのが今、智頭町で行われて、NHKでも放映されるなどして、自然との体験の中で非常に成果をおさめておられるというわけなんですけれども、実際それをやるという人が町内にもう移住しておられまして、森林公園などを使って森のようちえんをやったらどうかというような発想をなさる方もありまして、現にもう南部町民でございますから、そういういろいろな人の御意見を聞きながら、新しい、やるとすればですね、新しい形の保育園、一元化施設ですね、幼稚園と保育園の一元化施設こういうものを構想して、それに国の支援を受けながらやるというのがいいのではないかなというようなことを今頭の中ではちょっと考えております。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 今度、町民がぜひとも町長というのがあれば、ぜひとも出馬していただき、マニフェストでその件をぜひのせていただきたいと思います。今言われました森のようちえん、たしか智頭がやっておりますし、私はそのまっとう三、四年前に、1回、愛知県のたいようの杜という施設がございまして、これは社会福祉法人でございまして、特養を持っておられまして、養成学校を持っておられまして、幼稚園も持っておりました。そこは、今みたいに、森が

幼稚園でした。泥んこだらけで、もう何しようが遊んで終わりという感じでして、そこでお年寄りともじ合わせて、この森の中、この山の中、谷ん中、川があったり、そこでもう泥だんごで遊んじょったところを見に行ってみましたが、ああ、こういうのもおもしろいなって言ったのが三、四年前でして、それが智頭町やって、そういう人が南部町に来ておられるってことをお聞きしました。

ぜひともこれは、どうしてもお金の、財源の問題がございますので、一足飛びにできんと思います。これが、財源と、あとは町立にするのか、民間に委託するのか、いろんなのがあろうと思いますが、これは町長、再出馬されたときのぜひともマニフェストにのせていただき、今後の4年間のうちに道筋をつけていただきたいという要望がございますが、町長いかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。そういう運びになれば、私もぜひ取り組んでみたい課題だというように思って、夢を膨らませておるところでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 1番目の問題と2番目の質問について、私の意のするところの答えをいただきました。再出馬されるということと申しますし、保育園の問題についても次のときにマニフェスト等にのせられ、財源を含めた、ぴしっとした新しいこんな保育所ができることを期待いたしまして、私の一般質問終わります。

○議長（足立 喜義君） 以上で9番、細田元教君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 続いて、6番、杉谷早苗君の質問を許します。

6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） おはようございます。きのうは南部町にとって、記念すべき日で、本当に古事記1300年の記念イベントである吉本新喜劇、関係者の方の御努力によって盛大に開催され成功裏に終わりました。町長もお疲れさまでございましたとともに、関係者の方々のこれまでの御努力、本当に感謝申し上げます。

改めまして、6番、杉谷早苗でございますが、議長のお許しをいただきましたので、通告に従って、4項目について質問をいたします。

初めに、あいのお銀行の今後の活用についてお尋ねいたします。

あいのお銀行事業は、皆様御承知のとおり旧西伯町時代始まった制度でございます。この制度は当時、今後避けて通れない高齢化時代をおもんばかり、介護保険制度よりも早期に先進的に取

り組まれたものです。目的としては、家庭における介護サービスを行うため、住民の自助、互助互恵の精進をよりどころとして、住民が幸せで安心して暮らせる福祉の町づくりに寄与することとなっています。しかしながら、現在の状況では、時代とともに変容し、とても残念に思っています。

一方、鳥取県においては介護支援ボランティア制度の普及に力を入れておられるようです。この制度は、ボランティア活動で得たポイントが換金されるなど、初期のあいのわ銀行と似通った点が見受けられます。時代がやっと追いついてきた感じがしてなりません。県内の自治体においても、既にこの制度の実施や、導入予定などが見受けられます。

そこで、先ほど述べました我が町の先進的であったあいのわ銀行の取り組みのよいところを残し、新たな制度に乗ることができないかとの思いで質問をいたします。あいのわ銀行事業に介護支援ボランティア制度を導入し、事業の拡充ができないかをお尋ねいたします。そして、この介護支援ボランティア制度の導入は、ぜひ検討していただきたいことを強く要望いたします。

さりながら、介護支援ボランティア制度は65歳以上が対象となっています。あいのわ銀行事業では、年齢の制限がございません。そこで、ボランティアの対象年齢に制限を設けない町独自の制度ができないか重ねてお伺いいたします。

次に、教育長にお尋ねいたします。学校教育の現場は、次代を担う人材育成のために常に未来を見据えて取り組む姿勢が求められているものと認識しております。

そこで、2項目めとして、小中一貫教育についてお尋ねいたします。

議会では、行政調査にて小中一貫教育についての見識を深めるために、京都のモデル校である御池中学校の視察をいたしております。このときは、教育長さん、そして総務・学校教育課長さんのお二人も御一緒していただきました。このように、小中一貫教育への取り組みが本格的に検討されるようになってから、数年経過しております。私は平成16年12月議会において、ミニ小中一貫教育の提案をしたこともあります。これは、小・中教員の相互の乗り入れにより、学校間の連携を深め、授業に幅と一体的な教育を展開するというものでした。このようなこともあり、今回の質問に至りました。そして、加えて、今議会において関連の議案も上程されております。そこで、より深く我が町ではどのような姿を描いておられるのかと思い、次の質問をいたします。

全国における小中一貫教育の取り組みは学校施設の実情に合わせて、それぞれに違っているようですが、本町ではどのような姿を描いておられるのでしょうか。そして、目的としている到達点があるとしたならば、現在はどの段階にあるのかお伺いいたします。

次、3項目めは、教育振興協約についてお尋ねいたします。

教育の世界は奥深く、素人にはわからないことが多々あります。新聞報道にて、県知事と県教委との間で教育振興協約が締結されたことを知りました。この協約とは、我が南部町の教育行政に制限が発生するのではないかとの思いを感じましたので、次の質問をいたします。

この協約内容はどのようなものかお伺いいたします。そして、本町の教育にどのような影響を及ぼすかお尋ねいたします。

4項目め、最後の質問は子供の交通事故安全対策についてお伺いいたします。

最近、交通事故における痛ましい報道が多くされています。総務省がまとめました4月1日現在では、15歳未満の子供の数は前年比12万人減の1,665万人と31年間連続で減少とのことです。鳥取県では7万7,000人で、前年比1,000人減とのことです。子供は未来です。毎日健やかに無事であることは、私たちみんなの願いです。我が町では、登下校時にはボランティアの方々のお世話になったり、防災無線や地域の放送での呼びかけなどで見守りをいただいております。そこで、このたびは小・中学校への取り組みについてお伺いいたします。

教育委員会では、このような最近の頻繁する事故報道に接し、各学校への対応はどのようにされておられるのかお伺いいたします。

以上、4項目についてお尋ねし、壇上での質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 杉谷議員の御質問にお答えをしております。

最初に、あいのわ銀行についてでございます。

あいのわ銀行事業は、地域の住民の方々がお互いに助け合い、みんなが幸せで安心して暮らせる町づくりを目指しまして、平成8年度より旧西伯町で発足をいたしました。福祉サービスやボランティア活動をした人の労力を、賃金ではなくて点数で銀行に積み立てるというものでございます。サービスの内容といたしましては、食事、洗濯、買い物、通院や外出の付き添いなどがございます。会員の種類でございますが、1対1でボランティア活動を行う協力会員、団体でボランティア活動を行う記録会員、サービスを利用する利用会員、活動の趣旨に賛同し、会費を納める賛助会員の合計4種類でございます。利用会員の登録をされますと100点が基礎点数として付与され、サービスを利用できますが、点数がなくなりますと1時間100円の利用料をお支払いいただきます。

制度発足後、16年間で、延べ2万7,659件、3万6,779名のボランティア活動を推進してまいりました。平成24年3月末時点で、協力会員が715名、記録会員1,094名、賛助会員2名の合計1,800名余りが現在ボランティア登録をされております。また、利用会

員は142名が登録をされています。制度が発足してから16年が経過し、その間、制度の見直しを行いまして、1対1で行うサービスをする場合のみを預託点数とし、将来サービスを必要とするときに利用できますが、それ以外の活動は記録点数のみという形に変更したために、利用点数、預託点数ともに実績は減少しております。また、平成12年度より介護保険制度が導入されると、訪問介護員による買い物や掃除、食事の調理といった介護サービスを受けることができるようになったために、利用者が減少したものと考えられます。

御質問にあります介護支援ボランティア制度は、介護保険法に基づく地域支援事業のうちの任意事業としての位置づけとなります。65歳以上の高齢者を対象として、市町村が指定したボランティア受け入れ施設において、レクリエーションの指導や食事の配ぜん補助、話し相手などのボランティア活動を行うと1時間100円程度のポイントを付与し、そのポイントを現金に換金したり、特産物や地域通貨などに交換する制度でございます。

平成19年9月より、東京都稲城市が全国で初めて実施しておりまして、厚生労働省の調査によると平成23年3月末現在、全国47市町村で実施中、そのほか13市町村で今後実施予定という状況でございます。

鳥取県では、平成24年3月に、高齢者におけるボランティア活動の円滑な制度導入を支援するために、介護支援ボランティア制度市町村導入ガイドラインが策定され、市町村に配布されたところでございます。現在鳥取県内で、介護支援ボランティア制度を導入している市町村は、平成23年度から日南町の一部地区でモデル的に実施しているほか、今年度から鳥取市や倉吉市でも実施をされているところでございます。

今後も、町民の皆様が積極的にボランティア活動を行っていただけるように、あいのわ銀行と介護支援ボランティア制度の双方の特徴を生かした制度の導入に向けて検討していきたいと思っております。

65歳以上という年齢制限を設けない町独自の制度での対応ですけれども、ポイントを換金する場合には財源が必要となります。介護保険法の地域支援事業での実施は、介護保険料に影響するために保険者との調整が必要でありますし、65歳未満の方の換金につきましては一般財源の投入や65歳未満の方は換金ができない制度にしている例もあるようでございまして、今後の課題としていきたいと思っております。

小中一貫教育など教育関係につきましては、教育長の方から答弁を申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 杉谷議員さんの御質問にお答えしてまいります。

まず、小中一貫教育について、本町ではどのような姿を描いているのかというお尋ねでございます。

本町では、平成22年度より、具体的に教育行政施策の一つとして、小中一貫教育の推進を重点項目として位置づけ取り組んでおります。また、昨年度からは保育園との連携により、就学前から中学校までの15年間の一貫した保育・学校教育の確立を視野に施策の充実を図っているところでございます。保・小中一貫を推進していく背景としましては、これまでもお答えをいたしておりますが、中学校に入学した生徒の中に小・中の接続ギャップから生じる基礎学力の定着に関する問題や不登校問題、さらには社会的スキルの育成など、今日的な児童生徒の指導上の課題が浮き彫りになっております。また、小学校に入学した児童が、小学校生活にうまくなじめなかったり、保育園でできていたことができなくなったりするなど、戸惑いを感じずる子供たちが少なくないという実態がございます。

本町では、こうした課題の解決を通して、保育園から小学校へ、小学校から中学校への円滑な接続を確立をし、すべての幼児、児童生徒が戸惑いなく安心して過ごせ、地域に開かれた、地域から信頼され、期待される保育園や学校の姿を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、現在はどのような段階の状況なのかという御質問でございます。

保育園から小学校への接続については、その保育内容や教育内容を互いに共有化していくことが大切でございます。具体的には、接続が円滑に行われるための保小接続プログラム、「スタートプログラム」と呼んでいますが、既に作成をいたしました。このプログラムの作成により、保育園での保育内容が、小学校生活のどこにつながるのか、そのためにはどんな力をつけておかなければならないのか。また、小学校では、保育園で培った力をどう受けとめ、それをどう伸ばしていけばいいのか等々、保小が共通した視点で子供と向き合える仕組みづくりが確立しつつあると考えております。

小学校から中学校への接続につきましては、小・中学校がそれぞれお互いの指導観や評価観の共有化を図り、小・中の連携・協同の取り組みを一層促進することが、小・中間の接続ギャップから生じる基礎学力の定着に関する問題や不登校問題等の課題解決につながると考えております。

具体的には、1つ、相互の授業参観。2つ、小・中合同による学習指導案の作成。3つ、中学校教員による小学校での出前授業の実施。4つ、小学生の中学校行事への参加。5つ、9年間の教科別系統表の作成。6つ、不登校や特別支援教育に係る小・中合同による児童生徒支援会議の開催等々、実施いたしておるところでございます。さまざまな場面を通じて、連携強化が図られ、着実に前進をしつつあると認識をいたしております。

しかしながら一方では、取り組みの難しさや課題も明確になってきております。最大の課題は小中一貫カリキュラムの作成でございます。教職員の日々の多忙感や小・中どちらが中心となるのかなど、具体的な場面での総論賛成、各論足踏みの状態と認識をいたしております。その上に、小学校では昨年度から、中学校では今年度より、新しい学習指導要領に移行していますので、その対応に追われ、一貫を見据えた調整着手に手間取っているという側面もございます。そのため、現在作成が進みつつあります教科別系統表の全教科への拡大を足がかりにして、一貫カリキュラムの作成促進を指導してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、引き続きコミュニティ・スクールを基盤とした、保・小中一貫教育の実現に向け、教職員とともに汗をしっかりとかけまいりたいと思っております。

次に、教育振興協約のお尋ねについてお答えをしております。

これは、正式には鳥取県の子どものための教育に関する協約という名称であり、一般的に教育振興協約と言っているものでございます。ことし3月28日付で、平井知事と県教育委員会との間で締結されており、こうした協約が締結されるのは全国で初の試みと伺っております。

まず、協約の内容はどんなものかというお尋ねでございます。

具体的には、基本的には、年度ごとの締結とするとされておりまして、5つの項目に大別されております。1つには、重点施策の概要。2つ目には、施策の着実な推進。3つ、課題への迅速な対応。4つ、県民の願いや思い、現場の声の反映。5つ、取り組みの検証となっております。

さらに、1項目めの重点施策の概要としましては、学びの質の向上・不登校対策・特別支援教育の充実・心身の健やかな育ちの4つが示されております。また、この4つの施策につきましては、別記としまして、具体的な取り組みが示されているほか、不登校出現率が全国平均を下回ることや、学校給食用食材の県産品利用率を60%以上とするなど、数値目標も示されております。

次に、この協約が本町の教育にどのような影響があるのかというお尋ねであります。

まず、本町を含め県内市町村教育委員会の受けとめ方ではありますが、私はこのように推測をいたしております。先ほど申し上げました、学びの質や不登校対策等、4つの重点施策はいずれの課題においても、各市町村教育委員会と共有できる課題であり、知事との共通認識のもと、県教委と地教委が連携して取り組む方向性がより強化されたものと受けとめられていると考えております。したがって、御質問の要旨は、本町教育への影響を御心配をいただいているのではないかと考えておりますが、マイナスとなる影響は基本的にはないと考えております。ただ、近年の県教委と地教委との間で、さまざまな課題について意見交換をしてきた経過を踏まえたときに、

協約で示された具体的な施策の推進において、県教委と地教委との連携や役割分担のあり方に、一部、十分な共通認識ができていない施策もございますので、今後そういった施策の推進については相互理解を深めながら、熟議を重ねていく努力が必要であると考えております。

本町では、毎年の予算編成期に合わせ、新年度の重点施策とその概算予算額を教育行政施策の意見書としてまとめ、町長に提出するとともにその内容について、町長と5人の教育委員が意見交換をする場を設けております。まさにこのたびの、県の教育振興協約締結の趣旨と合致すると考えており、町長と教育委員会との適度な緊張感ある連携につながっていると考えております。

最後に、子供の交通安全対策に係る御質問にお答えいたします。

ことし4月、京都府や千葉県、愛知県で登校中の児童の列に車が飛び込むという悲惨な事故が相次いで発生いたしました。学校教育にかかわる者として、持っていく場のない憤りと心の痛みを感じないわけにはなりません。国では4月27日付で文部科学大臣緊急メッセージを発するとともに、5月に入り、国及び県は相次いで、学校の通学路の安全確保に努める旨の通知を出しました。

本町では、こうした動きと連動しながら、改めて通学路の安全点検を各学校に指示し、危険箇所について再確認を進めているところでございます。また、県教育委員会は、このたび全県で実施いたしております通学路のチェックや危険箇所の洗い出しを踏まえ、道路管理者及び警察等関係機関に、所要の改善策や予算措置を要請するといったしておりますので、その方向性についても情報を共有しながら、連携をした安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

本町教育委員会では、悲惨な事故があったからということではなく、日常的に地域の皆様にも御協力をいただきながら、児童生徒の安全な登下校という観点から歩行や自転車の乗り方、バス停でのバスの待ち方等について、学校へ指導の徹底を指示いたしているところでございます。

しかしながら、このたびの事案は、そういった指導の範疇を超えたところで発生しているという側面もございます。運転をされる方への啓発活動や注意喚起の一層の工夫や改善は当然のことといたしまして、先ほど申し上げました道路管理者や警察等関係機関の動きとも連携をしながら、具体的な取り組みにつなげられるよう努力をしまいたいと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（足立 喜義君） 杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 杉谷です。それぞれに、御丁寧に答弁いただきまして、さらなる質問ということもないようなことではございますが、初めにあいわ銀行のことについてでございます。町長がおっしゃってることはごもっともだと思って納得して聞いております。この介護

支援ボランティア制度のもと、これには介護保険法の中でっていうことでございます。私はちょっと素人なりに見てた資料によりますと、システムが市町、保険者となっておりますので、南部箕蚊屋広域連合と我が町は切り離して、町独自でもできるのではないのかなというふうに簡単に思っておりました。しかしながら、この連合をつくっているのは南部箕蚊屋広域連合だけなんですよね、県内で。ですよね。そう考えますとそこのところで、やはり広域連合の意思というものとはとても大事に尊重しなければいけないということも思いました。

このたび、市町村別の介護保険料を考えてみますのに、我が町は安い方から2番目なんです。本当に一番安いのは江府町で、次が我が町の4,850円、これは一番安いところとの125円の差、一番高いところは境港市の5,980円、1,130円の差。これが毎月のことになりますと、この南部箕蚊屋広域連合さんがこのたび判断をしてくださって、このようなところで抑えてくださったということに対しては、本当に敬意を表しております。説明会にも行かせていただきましたが、本当に多大な努力をなさったと思っております。そういうことを考えますと、この我が町が何としてでも、ちょっとこういうことしてくれっていうことは私としてもなかなか言えませんが、せっきくの先進的なあいのわ銀行という取り組みがございますので、町長が今後考えていくとおっしゃいました。そして、来年度の出馬もほぼ私たちは期待しているとおりになってほしいと思っておりますので、さらなる検討をしていただきたいと思いますが、町長いかがでございますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。南部箕蚊屋広域連合が、このたびの事業計画をつくるに当たりまして、法改正が行われてこのような任意事業でやることができるということがわかっておりましたけれども、やっぱりこの、今、喫緊の課題は保険料の上昇をとにかく抑えることだということが一番大きな課題として取り組みまして、できるだけそういう部分を抑えたわけがあります。で、私のもくろみの中では、南部町にはこのあいのわ銀行の制度がありますから、介護保険とは別建てで、もう一度そのきちんと手入れをして対応すれば、よその町にはないような仕掛けができるんだらうというように考えまして、あえてその任意事業での選択をしなかったわけです。したがって、先ほど、御指摘になりましたように、県下では本当に安い介護保険料を実現することができたということなんです。

で、そうは言いましても、やっぱり保険ですから、あらゆることに保険を適用しますと、もう莫大な保険料になってまいります。したがって、やっぱり保険とはきれいに切り離れたところで、別建てで私はやるのがいいのではないかとこのように思っているわけです。あれは保険ではあり

ませんよと、あれはあいのわ銀行のサービスで対応していますよと言った方が、きっと御理解も得やすいのではないかとように思っているわけです。と加えて、ボランティア活動が必要な人は子供からお年寄りまで幅広い。介護保険でいいますと65歳以上というようなことになってきますから、私はやっぱり将来的にも、我が町のこのあいのわ銀行の制度はこれはこれで、幅広い町民を対象にして別建ての組織として動かしていった方がきっといいのではないかと、やればやるほど保険料にはね返ってくるような仕掛けはなかなか難しいわけでありまして、そういうように考えております。いろんな人からうちの制度をうまく生かせば介護保険もうまくいくのになというふうなお話も伺うわけですが、先ほど申し上げたような気持ちでおりまして、別建てで障がい者や子育てやいろんなことにも使える制度として、残いといた方がいいのではないかと、このように考えております。

○議長（足立 喜義君） 杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 御丁寧な説明で、本当に私が思っている以上のところをお考えのようで安心いたしました。私はただ、高齢者の方がふえる中で同じボランティアをするならば、やはり少しはそこに生きがいというか、何かそういうものもあればというようなところで、今回の質問をしたようなことでございます。また、新しい仕組みというものを考えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、教育委員会の方にお尋ねします。それこそ、初めに申し上げましたように、再質問をしなくてもいいぐらいに御丁寧に答弁していただきました。最後の方から行きたいと思っております。

交通安全につきまして、県、国の方から何か通達があったのではないのでしょうかということの再質問で考えておりましたら、それも御答弁いただきました。それと、改めて、そういうことも確認をそれぞれとっているということもお聞きいたしました。本当に、今さらとは思いながらも、一応こういう項目で質問してどのようになってるかということをきちんと聞いてみたいというところで、このような質問をさせていただきました。日々のことでございます。十分に今後もお願いしたいと思っております。

それと、道路のあり方というものも、今後ますますいろいろな、何ていいますか、試みでなるべく安全にというふうには思いますが、我が町のような余り道路幅の広くないところでは、なかなか難しいかなと思いますので、町民全員が安全にということについての認識を新たにしていくということで、啓発の方もお願いしたいと思います。

次の教育振興協約についてでございます。

このことにつきましては、県教委の範囲と地教委の、我が町の小・中学校に責任を持つ教育委員会と、その間でちょっと違うんじゃないのかなというような気もいたしましたので、こういう質問させていただきました。それで、教育長も御指摘のように、ちょっと間が、間ってすき間があるんじゃないかっていうようなところに、中学校から高校に上がるところの連絡系統というものが無いように感じております。そういうところっていうのも今後どのようなこと、検討課題として上がってありましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。中・高のつなぎといいましょうか、その情報共有といいましょうか、今、議員さんおっしゃられるように、このあたりがなかなかかゆいところに手が届きづらいという状況があるっていうのは事実であります。で、このあたりもこの協約にかかわらず、いわゆるその義務教育といわゆる県立っていう、このギャップがあるわけですし、このところはいわゆる県教委と地教委との相互理解をさらに進めて、それがきちっと現場の方に伝わって、一度前にも事案があったんですけど、県の教育委員会の方に要請すると、いやこうですよっていう話はいただいて、現場の方に高校サイドに話をすると、そりゃ知りませんみたいな事案も、実はあったりした経過もございますので、御指摘の点についても一つの課題として、県教委と連携を深めてまいりたいというぐあいに思っております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） この協約の中身の中で、ちょっと資料の中で、新たな幼児教育の取り組みやというような文言がございまして、一番初めの少人数学級全面的実施を機に、幼稚園、保育園から高校までのきめ細かな教育というところで、保育園、我が町では保育園でございますが、そして、今、保育園、小学校、中学校連携をとってっていうことも始めておられますので、それはそれとして我が町の取り組みとしてですが、県が言っている新たな幼児教育っていうものの取り組み、幼児の教育っていうのは、生活のためのものなのか、知識のためのものかっていうところ、また問題があるんですが、何をねらってこのようなことがあったんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） ちょっと今、新たなっていうところが、よく確認ができていませんが、私の方の認識では、先ほど申し上げましたように保育園にしても、幼稚園にしましても、いわゆる幼児教育の段階と小学校のところが、うまくこうきちっとかみ合ってきていなかったっていうのが正直な状況でございますので、先ほど申し上げましたように、そのあたりのところをしっかりと相互理解をして、きちっと子供たちにとっては積み上がっていく保育から教育へと、こうい

うつながりをしっかりつくりましょうというのが、現段階での約束事だろうというぐあいに私は認識をいたしております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） この協約が我が町に対して、一番ちょっと制約ができてくるのではないかというようなことを考えましたの、考え方が払拭されましたので、この件につきましては終わらせていただきます。

次に、小中一貫教育の取り組みについてでございます。

先ほどおっしゃいました保育園と小学校のつながり、それから中学校へのつながり、本当に大事なことでございます。しかしながら、我が町その辺のところ、本当にきめ細かに、まだまだ課題を持ちながらも、しっかりとされているお姿っていうことは十分に受けとめました。しかしながら、子供たちのその中学までっていうのは、生涯における前半の幸せのためにしっかりと基礎知識というものはしていただきたいと思えます。しかしそうして、送り出すっていう高校、大学っていうことの方も、やはり見据えて小中一貫教育っていうものもあるべきではないかと思えます。

今、社会が大きく変わっておりまして、昨年の暮れでしたでしょうか、東大が9月の秋入学っていうものをするのではないかっていうようなニュースが流れました。それに伴ってほかの国立大学も検討を始めた、それに伴って今度は私立も検討し始めている。そういう流れがある中で、高校の方も飛び級、今まで高校2年で大学行った場合は退学となっていたのが、高校2年で卒業もできるっていうようなことの、まだ法案が出されて可決はされておりませんが、そういうニュースもちらちらと聞こえてまいります。そういう中で、平井知事が教員採用に対して、中学校と高校でも通用するっていうのか、高校の教諭を中学校にっていうのか、その辺のところをただ耳で聞いただけですので、その辺のところにも県の採用の仕方も変わってくるっていうようなことを四、五日前の報道で耳にしたことがあります。

小中一貫教育を進めていく上その先に見えてくるものも考えていかなければならないのではないかなと思うこのごろでございますが、その県の教員採用についてお尋ねするというのは甚だ筋は違うとは思いますが、何か情報を持っていらっしゃいましたら教えていただきたいと思えます。

○議長（足立 喜義君） 総務・学校教育課長、野口高幸君。

○総務・学校教育課長（野口 高幸君） 総務・学校教育課長でございます。今、杉谷議員さんの御質問の中で、県議会の中で平井知事がっていうことのようにですけども、多分県の教育長さんの

方が答えられたんじゃないかなど。ちょっとまた確認はしたいと思いますけども、今、県教委が優秀な先生方をぜひ採用したいということは、これはもうかなり前から優秀な先生の確保ということで動いておりますけども、基本的に採用試験につきましては、一般の採用試験っていいですか、教員免許状を持った方であれば受験ができる一般の教員採用試験と、もう一つは特別選考というのが用意してあります。この特別選考といいますのは、鳥取県が優秀な先生を確保したいという趣旨の一環で、他県で教員を3年以上されて採用された方については、特別に選考方法を変えて採用したいというのをまず一つ設けております。これは、鳥取県出身で、他県で先生されてる方の中で鳥取に帰りたいという部分については、今まではもう完全に一般試験と同じだったんですけども、その他県での実績も考慮した、経験年数を考慮した選考方法で行っていきましょうというのが、ここ何年か行われています。

それからもう一つ、新しいやり方としては、スポーツ、芸術に秀でた方を確保していきたいということで、これも特別選考の一つであります。中身的には、スポーツについては、全日本代表クラスであるとか、全国大会以上でベスト4以上の成績を得た人については、先ほど言った特別選考という枠の中で採用していきましょうと。それから、芸術については、海外、国内問わず各種のコンクール、大会で、かなり上位の成績をおさめた方についても、特別選考という枠で採用していきましょうというような形で、広く優秀な先生を確保したいという意味で取り組んでおります。

鳥取県は、以前、かなり古いんですけども、私の年代のときには29歳という年齢制限がありました。29歳以上の人は、採用試験はもう受験資格はありませんというのがあったんですけども、これが今、49歳まで延びました。というので、かなり広い経験の方を採用したい。それに、さらに今、申し上げた特別選考という枠をとって優秀な方をきちんと採用して、鳥取県の児童生徒のためにきちんと指導ができる方ってということで、今、そういった形でされていますし、それから中高も併願がかなりできてきています。高校で受験したんだけど、中学校の免許を持っている場合については併願ができるという制度もありますので、そういった意味では、鳥取県教育委員会としても、広くそういった先生の確保ということで御尽力されているというふうにとらえております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） やはり子供たちには優秀な先生に教えていただきたい、そういういろんなノウハウを持った先生に来ていただきたいという思いは、保護者の一人として本当に思うことでございます。

そうしましたら、前のときにもゆとり教育からの考察でしたでしょうか、そういうことでお尋ねしたときに、だんだんと、先ほどおっしゃいましたように、小学校は去年からで、今年度は中学校から新しい指導要領でということでしたので、その対応が大変だとおっしゃってありました。本当に私、それで随分と解決していくのだなと思っておりましたが、ある教育評論家の方が、大学入試があるのは日本だけで、何ていいますか、授業料があるのは日本とどこかもう一つの国だけで、世界じゅうがもう今は学力、教育に力を上げて、そのようなことが落ちると国力、国の破滅になるんだというような、ちょっとびっくりするような発言のことをおっしゃっていたのを聞いたことがあります。それで、オランダではもう4歳から、韓国では5歳から、その年齢に達したらその翌月から学校に入学をさせる、そして、できなかったらもっとしっかりと勉強させて、学校ではただ生活をしていくっていうんじゃなくて、しっかりした学力をつけて、それで卒業していくというようなことに力を注いでいるというようなことを聞いたことがあります。

今回のこの、あれですね、予算事業別説明の中においても出ておりますですね、全額補助対象になって、何です、思考力や判断力や表現力、これをつけるということの生徒の学びの質を向上させる。今までの受験、学力というのは暗記が主でございましたが、これからは物事の情報処理する力、考える力、そうしたものが大いに要求される時代になってまいります。そのようなことで、こうして積み重ね、積み上げてきていらっしゃることを十分にわかった上であえてお尋ねいたしますが、大学の秋入学になる、それから高校が2年でもう卒業できる飛び級になっていくというこの状況の中で、もっともっと教育現場としては、一番のもとである保育園からのそういうことについて力を注いでいただきたいと思いますが、その辺について教育長はどのような覚悟を持っていらっしゃるのか、ちょっと厳しい言い方ではございますが、お尋ねしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長であります。覚悟という話でございますが、先ほどの御質問も踏まえながら、少し感じたことをお話をさせていただこうと思います。

飛び級だとか大学の秋入学の話題も出していただきました。これはまたこれの話でして、国際化の中での一つの対抗策といえましょうか、対策だろうというぐあいに位置づけており、そのものとその小中一貫の話とはちょっとまた、これは別の話になってまいりまして、今、県レベルで意識をして施策の方向性として想定をいたしておりますものは、いわゆる保・小・中・高・大、これをきちっと意識をして、ここをしっかりとつなげていくということを、県全体としての一つの方向性としては意識をした施策が取り組まれているという側面が、一つはございます。

それから、職員採用の話も出たわけでございますけれども、詳しいことは別にして、やはりこのたび知事の御英断で、少人数学級、全国に先駆けてということにはなったわけではありますけれども、やはり一番大事なことは、その少人数の学級の中で子供たちの学びをどれだけしっかりと保障ができるのか、数さえ少なくなればいいのかというところ、実はあるわけで、そここのところが一番の原点であります。そういたしますと、やはり教員あるいは学校そのものの指導力、授業力というものがきちっとしてないと成果になかなかつながりづらい。そうしてくると、もともと学校教育の世界といいますか、結構がちがちなところが、私から見るとあるわけでした、職員採用、教員採用、あるいはいろいろな仕組みをいま一度やっぱり点検をしながら、スピード感を持って改善するところは改善をどんどんしていかないと、これまであったものを是とするような形だけでは、今日の子供たちを取り巻く教育課題というものは時間がかかっちゃうというぐあいに私は認識をいたしております。

そういう意味で、最後の覚悟の話なんですけれども、保育園あるいは学校、あるいは高校も含めて、大学も含めて、その狭いエリアの中だけで子供たちは育っているわけでもないし、子供たちの課題がすべて解決できるようになるとは私は全く思っておりません、そこまで教員に期待をしても無理でございます。やはり地域社会の中で子供たちをしっかりと育てていく、地域社会が責任を持って育てるんだという、こういうやっぱり仕組みっていいでしょうか、住民の体制といいましょうか、そういうものをやはり最終的な行き着くところは作り上げていかなければいけません。それがいわゆる、たらたらと言ってしまうと、生涯学習のある町ですよという言い方になるわけですが、そういう形の中で学校が位置づけられていかないと、本当の学びの保障をするということにはならないのではないのかなというぐあいに思っています。

そういう方向性を胸に持ちながら、努力をしてまいりたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） きちんと総括していただいてよかったと思っておりますが、その中で一番私が思いますのは、職員の先生方同士の信頼感、保護者との信頼感、地域の方との信頼感、お互いにそのこの信頼感を大切にしていけるのが根本に流れなければいけないなと思いますので、そのこのところも十分に押さえていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（足立 喜義君） 以上で6番、杉谷早苗君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をいたします。再開は10時55分であります。

午前10時32分休憩

午前10時55分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

続いて、10番、石上良夫君の質問を許します。

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 議長のお許しを得ましたので、2点について質問をいたします。

4月25日、鳥取市におきまして、エネルギー政策点検のプロジェクトチームの中間報告会がありまして、参加の機会を得ましたので参加してまいりました。このPTは、政府から内閣官房国家戦略室、また学識経験者として、東大、一橋大、千葉大の専門教授によりますプロジェクトチームの検討会です。その中でエネルギー政策点検についてお話がありましたので、町長の所見を伺うものでございます。

大飯原発再稼働について、関西広域連合は政府に最終判断をゆだねました。これは16日に再稼働が決定しております。今夏の電力不足予想に対応するため、再稼働を事実上容認と理解しております。原発の設置状況は、廃炉となりました4基を除いて、今50基であり、今後の運転のあり方につきましては、立地県のみならず日本国民全体の議論が必要と認識しています。5月30日、平井知事は、島根原発を例にとらえ、周辺県における問題につきましても国に提起しました。短期的、中長期的にも、福島事故の教訓として、今後のエネルギー政策は原子力エネルギー依存度の低減、分散型エネルギーシステムの開発をさらに進める必要もあります。直近に島根原発もあり、新たな安全対策、防災対策も、県、町村会、また専門部会等で議論も始まっていると思いますが、町長としてエネルギー政策に対する理念、その他、次の点を伺うものでございます。

1つに、これは1年から2年、短期的に安定的なエネルギー供給を図るためにはどうすればよいのか。2つ目に、中長期的、これは3年から30年を想定しておりますけど、これはどうか。3つ目に、原子力エネルギーの依存度低減に伴う企業力の低下等による雇用問題等。4つ目に、島根原発再稼働について、近い将来、全町民で大きな議論、これが予想されます。単町で合意決定できるものではなく、県単位または中国地方単位となるとと思いますが、今の認識はどうか。5つ目に、新たな安全対策、これは協定等も含みますが、それと防災対策の議論は始まっているのか。以上でございます。

次に、教育委員会に伺います、障がいのある人の人権について。これは、南部箕蚊屋広域連合で、5月の31日と6月の1日、山口市の夢のみずうみ村を視察研修しました。その中で、デイサービスセンターの取り組みとしまして、障がいのある皆さんが朝10時ごろから夕方の3時、4時ぐらいまでかけて、入所してから自分の希望のメニューをこなしていくという画期的なもので、非常に私も、進んでいるなど、胸に感動したところがあります。ところが、視察の最終ぐらいに、20歳前後の、脳内出血でしょうか、脳障がいの若い方たちがかかりおられました。車いす、または松葉づえ等をつけて、いろんなりハビリの訓練をされておりまして、本当に若い世代でもいろんな障がいがあるのかということ強く認識しました。

研修が済んで明るる日でございます、6月の2日に、西部地区人権・同和教育振興会議、小・中・高・特別支援学校のPTAの研修がありました。102名の参加がありまして、私も助言者として出席して、皆さんのいろんな研修内容、またグループで分かれたので、グループ間の討議等も皆さんと一緒に頑張って勉強しましたところでございます。

ところが、その会が済んでから、1人の保護者さんが私のところに来られまして、その保護者は養護学校に子供さんをどうも通所、預けておるということでした。会が済んでから、私の子供は障がい児だと、ところが、障がい児という呼び名ではなく、1つ字句を抜いて賤称語で呼ばれているということで、私も大きな怒りを覚えました。特に5月31日、6月1日と研修して、20歳前後の人の、体が不自由でも頑張っている姿を見て、本当にこういう、生まれつきな方もおられますし、事故に遭ってなった方もおられます、病気の方もおられます、そういう方を賤称語で呼ぶということに非常に怒りを覚えました。

南部町ではそういうことは絶対ないと強く信じておるところでございますが、今後もこういうことが発生しない意味を込めて今回質問したものでございますので、どうぞ執行部も、また議員の皆さんも、こういう事実があるということ認識していただいて、一緒に議論をしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

以上。以下は発言席で再質問をさせていただきます。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 石上議員の御質問にお答えをしております。

最初に、エネルギー政策についてでございます。昨年の東北大震災を引き金に、福島第一原発がメルトダウンし、これまで安全神話としてうたわれてきました原子力発電が、大自然のエネルギーの前に崩れ去りました。これをきっかけに、エネルギー政策を改めて点検し再構築する動きが出てきております。現在、多くのマスメディアで報道されているような脱原発、原発推進とい

った対立の議論を行うのではなくて、総合的かつ客観的なデータによりまして、安心・安全、エネルギーの安定供給、コスト・経済性、環境の視点から、短期、中長期的に分けた政策の具体化が必要だと感じております。

お尋ねであります短期的に安定的なエネルギーの確保については、既存自家発電設備の有効利用によるエネルギーの供給が考えられます。これは、昨年、関東地区を中心に行われた計画停電時も、各企業を中心に、電力カット時も自家発電設備で対応した経過もありますし、ことしの夏に予定されている全国的な節電政策を受けて、既に多くの企業は自家発電設備を用意していると聞いております。しかしながら、自家発電は企業の自発的な暫定措置でありますし、燃料は化石燃料を使用しますので、二酸化炭素排出量は増加します。この措置は、非常時と考えられる短期的な代替政策としては有効だと感じます。

また一方では、各家庭での節電も重要だと感じております。具体的には、生活の質を落とさずに省エネすることだろうと思っておりますけれども、省エネ型の建物の新築や改修及び省エネ型の電化製品の普及など国が後押しをしていく必要があると思っております。そこには新たな雇用も生まれるはずですので、経済の活性化にもつながると思っております。

しかし、短期的に安定的に良質の電気を供給するためには、現状では原子力を使うしかないことも事実だと思っております。

次に、中長期的には原子力エネルギーに対する依存度を低減し、最終的には依存しない社会を目指すことを目標にすべきではないかと思っております。それには、やはり再生可能エネルギーに着目しております。太陽光などに関しては、本年7月から、施設で発電した全量を電力会社が買い取る全量買い取り制度が始まる予定でございますし、いろいろな規制緩和の措置がなされますので、着実に前進すると思っております。そして、原子力エネルギーから見れば、再生可能エネルギーはささやかなものかもしれませんが、地道に積み上げることで、脱原発も決して夢ではないと思っております。

また、化石エネルギーについては、ゼロにするということではなくて、再生可能エネルギーの非常時のバックアップ電源として確保する必要があると考えます。

中長期的な原子力エネルギーにかわるエネルギー源の確保については、エネルギーコストの低減や人類全体の課題である温室効果ガスの排出削減などに取り組みつつ、新しいエネルギーのベストミックスを考える必要があると思っております。

3番目に、原子力エネルギーの依存度低減に伴う企業力の低下などによる雇用問題についてはどうかという質問でございます。電力を多く使う業種はやはり製造業でございます。節電を5%

行っても、製造出荷量は落とすことができません。現状では、企業努力で自家発電設備を都合して5%部分に対応しているところがほとんどでございます。また、原子力であろうが再生可能エネルギーを使った発電であろうが、電気自体には変わりはなく、国内の電力需要に見合った電力量を確保できさえすれば、企業にとってはさほど影響はないと思います。ただし、原子力をやめることによって、代替エネルギーの発電に係る単価が高くなれば、おのずと電気代も高くなりますので、企業側にとっても死活問題となり、雇用問題も生ずるでしょう。エネルギー政策を見直すことは、住民の生活や産業、雇用、働き方にも多大な影響を及ぼすことになりますので、今後注視していく必要がございます。

次に、島根原発の関係でございます。現在、国会で審議中ではありますが、原子力規制庁の設置などを内容とする関係法の改正が行われる見込みでございます。これにより、鳥取県自体がUPZ、緊急防護措置計画範囲、これは原発から30キロの範囲ということでございますが、UPZの地域となりまして、関係道府県という新たな法的な地位を得ることとなります。このような状況を踏まえて、鳥取県では、昨年12月に中国電力と締結した安全協定により、現在でも実質的には立地自治体と変わらない強い発言力を有していますが、さらに進んで、いわゆる立地自治体並みの法的地位を、現協定中に明文で盛り込むよう努力されていると伺っております。

仮にその実現までに時間を要することとなっても、平井知事は、ことし2月の本会議の場において、島根原発再稼働について、溝口島根県知事が本県の意見を聞くと公の場で明言されたと答弁されておりまして、仮にそのような状況になった場合には、島根原発に近い位置に立地する市町村の意見を踏まえて意見を述べられるものと認識をいたしております。

去る5月11日に、西部町村会で島根原子力発電所の視察を行いました。このたびの福島原発の事故を受けて、現時点で考えられる限りの対策をとっておられることを確認しましたけれども、意見交換会においては、私たち、町民の安全に責任ある立場の者としての質問に対し、そつのない回答ではございましたものの、期待するような前向きな回答ではなかったことが残念に思った次第です。

現在、原子力以外に代替エネルギーがいろいろと模索されております。風力、太陽光など有力な代替資源による発電が進んできてはいますが、すべてを代替するにはまだまだ長い期間を必要としています。その間も私たちの暮らしを維持し、経済活動を支える根本のエネルギーとしての電気を確保していくためには、当分の間の原発の稼働についてもやむを得ないところもあると感じます。しかしながら、安全が確保されたというだけでの再稼働ではなく、必要最小限での稼働、また原発自体の運転状況などの公表や、地元はもちろんのこと、影響が考えられる周辺自治体へ

の説明責任が果たされなければなりません。

進むべきは、方向としては、運転面での安全性が確保されたと言われても、潜んだリスクはあるものですし、いざ事が起きたときには放射能という目に見えない厄介なものが表面に出てくる、また寿命を迎えたときの施設の廃止や使用済み燃料の処分などを考えますと、エネルギーは脱原発の方向に向かうべきであろうと考えています。そして、私たちも消費者の立場でエネルギーの節約に取り組み、ともに進んでいくことが必要であります。

最後に、新たな安全対策、防災対策の議論は始まっているかという御質問にお答えします。

国の動きについてですが、環境省に原子力規制庁を設置、E P Zの見直しなどが行われる予定です。先ほども申し上げたとおり、現在、国会で審議中ですが、順調にいきますと、7月には原子力規制庁が設置され、新たな原子力安全対策が法律上の制度として実施される見込みであり、鳥取県は関係周辺都道府県として新たな法的立場が与えられます。U P Zについても、原発より30キロ程度とする安全対策などが順次決定し、構築されていくものと思います。

これを先取りする形で、県では、島根原子力発電所に係る原子力安全対策を講ずるための新体制として、本年4月より県危機管理局危機対策・情報課内に原子力安全対策室を設置し、その室を中心に原子力安全対策を全庁的に推進する組織ができております。また、原子力安全対策プロジェクトチームは、5つのワーキンググループで構成されており、原子力防災体制全体整備計画について検討されております。

被曝の医療機関については、現在、初期被曝医療機関として、西伯病院を含む14施設、二次被曝医療機関として2施設が指定されました。今後、必要な資機材の整備、研修会の開催などが計画されています。

モニタリングポストについては、現在、県内に7基設置されておまして、そのうちの1基は法勝寺庁舎駐車場にございます。先月28日より運用が開始されており、その測定結果については、町のホームページから確認ができます。

今後も、原子力防災専門家会議で検討された結果をもとに、さまざまな体制設備が推進されると思います。本町においては、西部町村総務課長及び防災担当で構成する検討会を立ち上げ、原発より30キロ圏内の避難者の受け入れや、それぞれの町村の避難方法についてなど協議、検討を行っております。その結果をもとに、本町の地域防災計画にも反映させる予定です。

また、原子力防災に特化した事項ではございませんが、新たな取り組みとしては、災害時相互応援協定を4月13日には岩美町と、5月29日には広島県尾道市と、いずれも県知事立会のもと、締結をいたしました。これは、東日本大震災を受け、自治体同士の相互応援・相互連携の重

要性を再認識し、距離的に同時被災をするおそれが少ない両自治体において、一方の自治体が被災した場合において、迅速かつ的確に被災自治体への応急措置などの支援を行うため締結したものでございます。それぞれの自治体間の地理的メリットを最大限に生かした連携強化により、互いの防災力の強化が図られるものでございます。なお、現在、自治体同士では、県と県内全市町村、高知県佐川町と同様の災害時相互応援協定を締結しております。

いまだ国の体制など重要な事項が決定しておらず、不透明な部分や流動的な部分がたくさんあります。今後も引き続き、県を初め西部市町村で連携して、原子力に対する安全対策、防災対策を推進していきたいと考えております。

障がいのある人の人権につきましては、教育長の方から御答弁いたします。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 石上議員の御質問にお答えいたします。

まず、学校教育現場において、障がい者に対する不適切な発言が多く発生していると聞くと、本町の実態はどうかとのお尋ねでございます。

本町におきましては、平成22年の春、議員御指摘と思われる発言が小学校の集団宿泊学習中に発生いたしております。発言内容は、障がいのある方を侮辱することにつながる言葉を、特別支援学級児童とのかかわりにおいて使ったという事案でありました。発言を聞いた教諭は、その場で本人を指導していますが、その際、他の児童も同様の言葉を知っていたことから、個別指導はもとより学級指導、全校指導と、学校体制として重ねて指導いたしております。発言経緯の聞き取りから、多くは中学生から聞いていること、使ってはいけない言葉であることの認識は、個人差はあるものの、少なからずあることがわかりました。その後は、速やかに関係中学校と連絡を取り、中学校においても指導いたしております。また、昨年度の春と秋、他の小学校2校でも、子供たちの中で同様の発言があったことが判明をいたしております。

こうした状況を受け、町教育振興会の人権教育担当者部会では、5校の人権教育主任と事務局人権教育担当で、事案の共通理解、共通認識を図りながら、その背景や原因、今後の対応等について協議し、指導の方向性を確認いたしております。

1つ、発言をした児童の多くは、言葉の意味を十分理解しないまま使っている。その言葉が障がいのある方への差別発言であるということを、まず理解をさせる必要がある。2つ、言葉の意味合いから、特別支援学級に対する理解を一層深めさせる必要がある。3つ、小・中学校5校の人権教育に係る年間指導計画に、必ず障がい者問題を盛り込むことを共通理解するなど、学校教育における人権教育の一層の充実について確認をいたしました。

なお、昨年の秋以降、同様の事案発生はないと聞いておりますが、引き続き、指導の充実や速やかな対応に配慮させたいと思っています。

次に、人権教育のあり方についての御質問でございます。先ほどは、事案を受けての学校の動きについてお答えさせていただきましたが、全町的な人権問題に係る学びも極めて重要でございます。昨年度の第6回「気づく・知る・感じる人権のつどい」では、障がい者に対する固定観念を払拭することを学びのねらいとして、障がい者問題を学習課題として取り上げました。また、地域振興協議会ごとに開催していただいております人権問題交流懇談会等におきましても、他の人権問題とあわせ、障がい者の人権について幾度となく取り上げていただいているところでございます。

平成22年に発生しました事案は、家庭の中での日常的な会話に起因したものであり、課題解決のためには、家庭や地域と学校が連携して取り組むことの必要性が改めて求められています。子供たちを含め、私たちの日々の暮らしの中には、障がい者の人権、高齢者の人権、女性の人権など、身近な人権問題が少なくありません。本事案に学びながら、これまで以上に学校教育と社会教育の連携に配慮した学びを、さまざまな場面で展開してまいりたいと考えております。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（足立 喜義君） 石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 5月5日に北海道の泊3号機、これが定検のため停止しました。そのときに、もう全国の廃止となりました4基を除いて50基、発電量が、発電能力ですね、これ、4,614万8,000キロ、これは東京電力の発電量の約9割だそうです。これが全部停止しました。

このときに、原発立地県、または離れている県とで大きな意見の差がありました。今まで交付金等によって潤ってきた当地の県と、または電力だけいただいて、原発の怖さ、放射能の恐ろしさを知らずに生活してきた地域。特に調べてみましたら、日本で原子力発電所ができましたのは1966年、東海発電所、これ商業用の1号機、2号機だそうです。その間、まあ私たちもですけど、電気を使い放題、高度成長期にも重なって、何不自由なく、何を考えることなく電気を使ってきました。確かに経済、また私たちの生活も格段に進歩したと思います。

町長が、先ほどの同僚議員の答弁の中で、原発の事故を受け、これから変わらざるを得ない政治経済、生活、まさに私もそのとおりだと思います。この質問を出すに当たりまして、いろいろな方に意見を伺いました。まず、女性の方の大半は原発廃止論です、怖い、放射能が怖い。それと、今まで職場で勤めておられた方、もう定年で退職しておられますが、今、原発がなくなった

ら、私たちの生活は成り行かない、もう電気に頼る生活に何十年もなれてしまっておる。そして、今、新聞紙上等でも、企業の都合で原発は再稼働だということも報道されておりますけど、その方は現実に、鳥取県、島根県は余剰の電力があるからいいけど、そういう目で見えてはいけない、やっぱり日本全部のことを思ったら、安全確認をしっかりと、最低限の原発を稼働して、これから先、何十年かかるかわからないけど、長い年月をかけて今の生活、今の社会構造の仕組みを徐々に変えていかないと、今ゼロにしたら日本の私たちの生活、また企業、雇用、そして日本が誇ってました自動車等の高度な技術、これが保てないのではないかという現実的な話を伺いました。

先ほど、短期的にはということで町長からお答えをいただきました。確かに自家発電装置、これも特に病院等、緊急生命にかかわりますので、これを生産現場、また医療現場も持っておりますけど、この中で言われておることが、既存の自家発電装置の有効な活用は異存はないが、ほとんどが旧式の発電設備で、これを稼働させれば、そこの企業、病院等も大きな負担がかかると、赤字の垂れ流しになると。また、自社以外のところにそれを利用して、送電ですね、これをするにしても大きな負担がかかるというようなことが言われております。また、自家発電装置はほとんどが非常用ということで、燃料を補給したらいいわけですけど、今スタンドには電力で供給するということで、昔は手で回すのもありましたけど、今ほとんどないと思います。そういうときは、追加の燃料もなかなか補給が難しいという現実もあります。

今、自家発電、全国には約5,400万キロワット発電量があると言われておりますけど、現実にこれが全部稼働するということは不可能だそうです。また、先ほど答弁にもありましたように、CO₂の排出量もあるということで、なかなか自家発電で短期的に電力を供給するということも困難だろうと思います。

中長期的にもなかなか、今の生活を変えない限り、電力需要、これからさらに厳しくなるだろうということで、今、このプロジェクトチームの中で、3つぐらい原発についての意見があるそうです。1つ目は慎重に原発を検査して廃止をする方向。また2つ目には点検、これは同じですけど、しっかりと徐々に原発を減らしていく方法。そして3つ目には、積極的といいますか、点検はもちろんですけど、今の原発をそのまま残すというような意見もあるそうです。この3つの意見。また、きょう西伯病院の方もおられますので、通告しておりませんが、わかれば教えていただきたいと思いますが、西伯病院の非常用電源ですか、これの稼働時間が、もしわかっておれば、執行部の答弁の後、お願いしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 先ほど御答弁を申し上げましたように、やはり原子力発電所をどんどんつくっていくというようなことには、私はならないのではないかと考えております。あれだけの放射能事故を受けて、現在、地元で暮らしておられない方、帰られない方ですね、10万人、ざっとおられるそうでございますけれども、いつ帰ることができるのか、これのめども立たないわけでありまして。そういうことを、めどさえつかないのに、どんどんその原子力発電所をつくっていくというようなことには、これちょっとならないのではないかなというように考えております。

それから、そうかといって直ちにやめてしまうと、今、例えば全部とまっております。このままとまったままでこの夏が乗り切れることはできるならば、これは原子力発電所がなくてもやれるのではないかと、こういう理屈は成り立つわけですが、先ほど御指摘あったように、代替の自家発電などを使って無理やり乗り切っていくということだろうというように思うわけですが、やっぱり産業が一定程度育成され、成長して暮らしを支えるためには、これは電気は必要でありまして、私は最小限の再稼働ということについては、これは必要なことだろうというように考えております。長期的には、脱原発という方向に行かざるを得んのではないかと考えています。

それと、あんまり報じられてはおりませんが、福島あの事故で、日本にはまだ神さんがおったという話がございます。それは、あの4号機の工事の不手際から、偶然、水が1,000トンぐらい燃料の保管庫に流れ込んで、不手際からですよ、工事の不手際から流れ込んで大惨事を免れておったということが朝日新聞の記事に載っております、そういう人為的なミスが幸いしたと。これはやっぱり日本にはまだ神様がおったということでしょうけれども、そういうことがたまたまあって、もし万一のことがあっておれば、台湾のあたりまで放射能で大汚染が起きておったということのようでございます。

したがって、私は、やっぱり人間はミスを犯すものだという前提に立って、完璧はきつくないと思いますので、地上では存在しないものを、核分裂を起こしてエネルギーを得るということですから、放射能の危険なども考えますと、あんまり手を染めない方がいいのではないかと。同時に、そういうことを言っただけおってもどうしようもありませんので、やっぱり代替となる自然エネルギーの、再生可能エネルギーの開発や、それから暮らしを見詰め直して節電をすることか、あるいは省エネ型の住宅の建てかえをするんだとか、そういう方向に社会を大きくシフトしていかなければいけないと、このように思います。あわせて、人口減少社会に入っております。2050年ですか、8,000万人ぐらいになるとかいう話もありますね、人口が今、どんどん減っているわけですから。そういう人口減少に伴う消費電力の低減というようなこともあると思いますから、必ず右肩上がりですべて電力需要が伸びていくというばかりには考えられないとい

うように思っております。

電気はその同時同量といいまして、必要なものをちょうどいいほど発電せんといけんということになっておるようでございまして、必要以上にどんどん発電しますと機械が壊れるというようなこともあります。そうしますと、やっぱり電気は意外と、いわゆる地産地消という言葉が案外当てはまるエネルギーだろうというように思います。そうしますと、今進めている太陽光だとか、小水力だとか、風力だとか、そういう地域で使うエネルギーは地域で生産していくと、同時同量ということが原則であるようございまして、そういうことに徐々にシフトしていかざるを得んだろうというように考えております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 病院事務部長、陶山清孝君。

○病院事務部長（陶山 清孝君） 病院事務部長でございます。病院の非常発電のことについてお答えいたします。

病院の非常発電装置は、補給路が断たれた場合に3日間、発電をするという計画を立てております。もちろん十分な体制はできませんけれども、我慢に我慢をしていただいて、最低の状態でも丸3日。最大のタンクが2万4,000リットルですんで、満タンだった場合には約5日間。再チャージ、もう一遍入れるところを1万4,000リットルぐらいにしていますが、この場合で約3日というぐらいの計画を持っておるところです。以上です。

○議長（足立 喜義君） 石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 御答弁ありがとうございました。

原子力発電、国民の中でもいろんな意見があります。中にはこういう意見もあります。これが、何といいますか、普通の人の本音だと思います。脱原発社会の実現目指して、人類と原子力、核、これは相入れない、人類は核、原子力をもう切り離すべきだという意見もありますし、将来的にはそういう方向になったら一番いいと私も思いますが、中には、今、病院からもお答えいただきましたが非常用発電、これによって、停電になっても病院等、生命維持装置等が動いて、患者さんが不慮の死を遂げない対策ですね、こういうことにも役立つという面もありますし、現実的に島根原発、1号機はもう38年経過しておるということで、今40年で廃止論もありましたけど、これもまた国の議論でいろいろあやふやな問題が出て、なかなか決定にならないということで、本来ならば国が責任を持って、きちんと安全確認、国民の皆さんが信頼できるような安全確認をして、地域の皆さんに安心・安全をするのが本意ですけど、現実にはできていないことがありまして、大きな問題となっております。5月5日の原発の全停止以来、メディアはもう原発の報道、ずっとしております。私もずっと見ておりましたが、あんまりようけ出るもんで、まとまりませ

んでした。結局、土曜日の再稼働の報道で結論が出たということで、なかなか厳しい問題。

しかし、今の町長の答弁を受けまして、町長の御意見は、どうも原発は将来廃止すべきだと、今は皆さんの生活のために、最低限の原発稼働はやむを得ないのではないかというような御意見だろうと思います。私も、最終的には原発はなくす、原発、核、もちろんですけど、なくすべきだろうと思います。しかし、今の私たちの生活を私たち自身を変えていかなければできないし、そのためには国が、または県が、また坂本町長が、時あるごとに町民の皆さんの御理解も得なければならぬし、近い将来、島根原発の再稼働問題が出てきたときに、またしっかりとした対応で町民の皆さんに、安全の面でいろんな意見を出していただきたい、このように思っております。

今の時点では、これはどうあるべきだ、これはだめだということにはならないと思いますので、原発の問題は以上にしておきたいと思います。

先ほど教育長から、障がい児のことに對しまして、やっぱり賤称語の発言があったと聞いて、ちょっと残念な気がしました。やっぱりどこの学校でも起きてるなというのが実感です。

3月25日に、鳥取市で差別事象の報告会がありました。私も行政の皆さんに強く参加を呼びかけました。南部町から、行政また教育委員会の方から20名の方、たくさんの方に参加いただきました。マイクロバスで、県内で一番多く来ていただきまして、皆さんに勉強していただきまして、私も何か胸がほっとしました。おとしはだめでした、2名の方だけでした。

私も強く要望しまして、出ていただきましたその中で報告がありました。この1点目は、県民集會に報告されませんでした。が、県の中部の障がい者施設の撤去、これを地元の方が施設に飲酒で来て、土足で上がろうとして、その職員にとめられ暴言を吐いたと。発言内容は、この議場で言うべきものではございません。余りにひどい言葉で、この場で発言内容まで言うことはできませんけど、障がい者の施設を撤去せいという発言です。

そして、2つ目は、これは西部の学校です、中学校ですね、中学校まで言ってもいいと思います。コンピューター室に落書きがあったと、障がい児の子供さんを、その障がい児という言葉の字を1つ抜いて呼び捨てにした。これも私の言葉から、ちょっとこの場で言うことできません、余りにもひどい言葉です。

そして、これは高校です、東部の高校。これも同じような内容ではありますけど、残念なことに落書きがあったけど、生徒がその落書きの事実を知らん顔しとったと、だれも言わなかったということで、これは大きな問題だろうと思います。

先ほども人権教育のあり方について答弁がありました。やはり普通というか、この冊子に書いてある人権教育だけではだめだろうと思います。やっぱり事象を確認をして、しっかりとした人

権教育、これをやっていく必要があると思います。

南部町の小学校、特に会見小学校の卒業式には、子供たちが卒業時に6年間の思い出と将来の目標を、一人一人が大きな声で発表して卒業します。皆さん、御存じだと思います。どうぞ子供たちの気持ちを大事にして、小学校でせっかく体験したきずな、人を差別してはいけない、そういう気持ちを大事にして、中学校、高校、そして一般社会へとつなげるような南部町独自の教育のあり方をしていただきたいと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長であります。先ほど申し上げました3件の、実は昨年から一昨年にかけて事案がっております。事案の3件ですので、それで傾向というようなことではないのかもしれませんが、それぞれ聞き取りをしてみますと、特にはやはり上下関係といいたいでしょうか、お兄さんから聞いた、あるいは中学生から聞いた、それを意味もわからずにぐっと使っちゃうという、こういう縦の関係が一つは見えてまいります。それから、もう一つは横の関係でして、例えばスポーツ少年団活動の中で他地域の子供たちとの交流、そういう場で聞くとか、あるいは学校同士の交流の場、そういうところから、このたびの3件は入ってきておるといことがわかっております。

そういうことを踏まえたときに、まず、やはり学校教育が果たさなければならない使命といいたいでしょうか、再度見直しながら指導の授業といいたいでしょうか、改善を図らせたいと思っておりますけれども、やはりその場でこれは使ってはいけないということ子供自身が判断ができる、そういう子供をしっかりと、学校教育の中でそういう力をつけていかないけんということが、まず基本だろうというぐあいに思っております。しかしながら、もう一方では、とはいうもののといところがあるわけですが、やはりその言葉を聞いた、いわゆる大人がきちっとその場で注意ができる、あるいは指導ができる、こういう大人でもあるということが大変必要なことだろうというぐあいに思っております。

そういう意味合いでは、先ほど答弁にもいたしましたけれども、学校内での人権教育の充実をきちっともう一回点検をするということと、やはり全町挙げての学習、これについてもしっかりと再点検をして、そういう問題意識を持ちながら、教育委員会としてその役割をしっかりと果たしてまいりたいということを思っております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 今回、この質問をいたしましたのは、先ほども壇上で申し上げましたが、6月2日の研修会、そのときに研修の中で発言がありましたら、参加したPTAの皆さま

んが一緒に認識でしっかりと勉強できましたけど、残念なことに、会が済んでから、障がい児を持つ保護者の方が私にそういうことを申されました。保護者の方、また関連する皆さんにも、研修の中で発言できない、会が済んでからでなければ言われないという苦しみもあると思います。

どうぞ、これからも力いっぱい、子供たちのみならず全町民が、皆さんが楽しく自分の希望どおりに生きられる町、そういう町を目指して、しっかりと頑張っていたきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 以上で10番、石上良夫君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をいたします。再開は午後1時であります。

午前11時54分休憩

午後 1時00分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

続いて、12番、秦伊知郎君の質問を許します。

12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 12番、秦伊知郎です。議長のお許しを得ましたので、通告どおり、3点につきまして質問させていただきます。御答弁よろしく願いいたします。

まず最初に、日野川と法勝寺川の堤防の点検であります。国土交通省日野川河川事務所は、梅雨や台風が到来する出水期を控え、法勝寺川と日野川の堤防の点検を実施しています。新聞報道によると、点検対象は国土交通省の管理区間で、法勝寺川は11キロ、日野川は17キロです。点検結果は92カ所で何らかの異常が見られたとのことですが、いずれも小さなくぼみや亀裂などで、緊急対策が必要な箇所はなかったと申しております。

92カ所の内訳は、法勝寺川61カ所、日野川31カ所ですが、法勝寺川の2カ所、日野川の3カ所では、直径、深さとも30ないし40センチの穴が人通りの多い場所で見つかり、土のうでふさぐ等の補修を行った、また河川敷の点検においては、法勝寺川8カ所、日野川18カ所の計26カ所で、何らかの改善が望まれるとの結果となっています。

河川事務所では、何らかの異常が見られた箇所については定期的に経過観察を行い、必要に応じて補修をしていくとありますが、町には点検内容について、どのような説明があったのか伺います。

次に、境地区の災害対策についてであります。昨年9月の台風12号は、全国各地に大きな被

害をもたらしました。本町でも河川、堤の決壊のおそれ、土砂災害のおそれから、住民に対しての避難勧告が出されるなど、大きな被害を受けました。特に境地内においては、排水ポンプ車による懸命な作業にもかかわらず、床上浸水5戸、床下浸水5戸と、大きな被害が発生しました。この地区は過去幾度も被害がありましたが、最近でも平成18年に住宅浸水があり、昨年5月には集中豪雨のため、排水ポンプ車による排水作業が行われています。

12月議会には、仲田議員から、地域の防災対策をテーマとし、境地内の水位上昇、浸水被害に対する対応として、2つの解決方法を上げて一般質問がなされています。答弁では、県道の冠水、家屋の浸水被害の発生するメカニズムの理解、国土交通省中国地方整備局の対応、国の予算を取り巻く状況等を説明され、次のように述べておられます。法勝寺川の河川改修は、要望してすぐによい返事がもらえるとは思っておりませんが、この問題は南部町における防災上の最優先の課題であると考えておりますので、間を置かず動こうと県や米子市と話し合ったところでございます。引き続き、堰の改修、寺内川のつけかえの可能性を探っていきたいと考えています。また、国土交通省は、自分の責任でそれは改修しないということです。しかし、工事をしてもいいということを言われましたので、河川の内部に暫定的に可動堰、いわゆる風船堰をつくって内水対策をやるのが描いている戦術です。今後この方法で進めていきたいと考え、早急に米子市との連携をと思っておりますと述べられ、事はそういうぐあいに動きかけておりますと締められております。

今は梅雨の季節、あと3カ月もすれば、再び台風シーズンとなります。事は動きかけていると述べておられますが、12月議会以降、災害対策について、どのような計画が進められているのか、状況の説明を求めます。

次に、節電対策であります。政府がエネルギー環境会議の合同会合で、中国電力管内の家庭や企業にも節電要請をすると決めたことを受け、鳥取県は政府が求める5%提示を、これは2010年度比であります。5%以上の節電目標に協力していく方針を打ち出しました。県内企業に具体的な節電方法を示しながら協力を求めるほか、各家庭にも効果的な方法を広報していくとしています。

昨年度、県は、一般家庭に対し、エアコンの温度を28度に設定する、冷蔵庫の設定温度を強から弱に設定する、不要な照明を消す、テレビを省エネモードに設定するなど、節電方法を新聞広告で紹介しています。震災後の意識の高まりから、既に昨年、かなりの節電が実施されており、5%の節電は相当高いハードルとされています。県の対応に対し、町としてどのような対策をなされ、住民に協力を求めていかれるのか、考えを伺います。

次に、再生可能エネルギーであります。脱原発依存を目的に、県は県内全世帯や小規模工場の消費電力のすべてを再生可能エネルギーで賄う将来構想を打ち出しました。2020年度の目標達成を目指し、当面は2014年度末時点の到達数値を設定、2014年度末の消費電力の目標は16億2,200万キロワット、これは2010年度比7.7%の減であります。再生可能エネルギー発電量の目標は12億3,800万キロワット、これは9.4%の増とし、再生可能エネルギー発電の増強と省エネ対策を同時並行させるとしております。発電量の増強策としては、メガソーラー、小水力発電、風力発電とともに、14年度末の住宅用太陽光発電を8,250戸、これは10年度は約3,500戸とされています。事務所用310社、10年度末は91社であります。310社にふやし、一方で節電意識の啓発、これは発光ダイオードへの交換を進め、消費電力量を下げるとしております。

県の構想に対し、町としての対応はどのように考えておられるのか伺います。

県のこの構想は、新たなエネルギー、再生可能エネルギー事業を生み出す大きなチャンスになると考えます。7月には固定価格買い取り制度がスタートいたします。価格案は太陽光が42円、風力が23円10銭から57円75銭、小水力が30円45銭から35円70銭と、普及のため、高値に設定されたのが特徴とされております。お金を生まないもの、つまり土地であります。お金を生まないものが価値を生む、全国に計画地を含め、多くの太陽光発電が動こうとしております。

県も、進出する業者に対し、発電施設と電力会社の送電線網を結ぶ系統連系の経費を1キロメートル当たり500万円、最大で5,000万円の支援を検討しています。本町も、県に示した候補地がありますが、町で事業に取り組む計画があるのか伺います。

最後になりますが、太陽光発電の実績の検証についてであります。各学校、庁舎等に太陽光発電システムが導入され、学校では環境学習に役立てています。境港市は市内の全7小学校に太陽光発電システムを導入し、2011年度実績では、全体で電気使用の約24%を太陽光発電で賄い、約400万円の売電収入が得られた。全小学校への設備に投じた費用は4億2,800万円、そのうち国費が88%、12%が市債だが、交付税措置のある市債を充てているため、市の実質的な持ち出しは2,515万円、当初計画より3年も早く、6年ぐらいで市の投資分を回収できそうと、教育委員会からの報告があったそうであります。

本町でもハイブリッド車、EV車の導入、木質ペレットだきボイラー、太陽光発電システム等、環境に優しい、省エネ等の目的で、多様な事業がなされています。費用対効果の検証はなされていると思いますが、その結果についての説明が余りなされていないように思います。導入されて

いる太陽光発電システムを例に、実績についての説明を求めます。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 秦議員の御質問にお答えします。最初に、災害対策でございます。

国土交通省日野川河川事務所で開催された、日野川と法勝寺川の堤防で点検が行われたわけでございます。4月の23日、24日に、事務所職員延べ30人で、日野川河川事務所管理区域の日野川17キロ、法勝寺川11キロで開催された堤防の護岸やのり面の点検は、梅雨や台風が到来する出水期を控えて、決壊や漏水につながるような穴や亀裂、破損などの異常箇所がないかを点検するもので、毎年行われており、町には92カ所で何らかの異常が見られたとの結果報告がメールでございました。

内訳は、日野川が31カ所、法勝寺川が61カ所であったが、決壊や漏水につながるような大きな異常や変状はなく、親水公園付近など、人通りの多い場所で見つかった堤防のり面や高水敷などに見られた軽微な穴や陥没跡、日野川3カ所、法勝寺川2カ所、計5カ所については、土を充てんし、土のうで押さえるなどの補修を行ったという内容でございました。電話で確認いたしましたところ、法勝寺川の2カ所はいずれも米子市内であるという回答でございました。

南部町地内で発見した異常箇所は30カ所でありまして、内訳は堤防天端アスファルト舗装のクラックが7カ所、護岸ブロックなどの部分的クラックやすき間などが6カ所、低水部河岸の部分的侵食や洗掘などが3カ所、樋門及び周辺構造物の部分的破損などが9カ所、堤防や河道内の樹木繁茂などが4カ所、その他が1カ所で、早急に対策を行わなければならない箇所はございませんでした。河川パトロールなどにより定期的に経過観察を実施し、状況変化に応じて必要な補修や対策を行うという回答でございました。

質問いただきましたので、改めて日野川河川事務所へ、町内で早急に対応しないといけないような異常がなかったのかということを確認いたしましたところ、国道180号福成橋の下流左岸に、やや規模の大きな洗掘が見られたが、高水敷幅が5メートル以上あるので、すぐに決壊や漏水につながるような異常ではないと判断し、経過観察する異常に含めているという説明でございます。洗掘がさらに大きくなれば、増破を防ぐため、大型土のうなどで対策したいという回答でございました。

また、今年の台風12号豪雨によるような洪水の跡は特別に点検を実施しており、境内内の国道180号バイパス上流右岸で、洗掘が原因の護岸ブロックの破損があり、災害復旧工事を実施する予定であると聞いております。

次に、昨年の12号台風で大きな被害を受けた境地区の対策についてでございます。

12月議会で仲田議員の質問にお答えしましたので繰り返しになりますが、11月の22日に境地区の区長さんと副区長さんに同行していただきまして、米子市長、南部町長連名で、国土交通省中国整備局長と同省日野川河川事務所長に法勝寺川の河川改修促進について、1つ、日野川河川整備計画の早期策定と河川改修事業の促進、2つ、河川改修の整備に必要な予算の確保、なお、河川改修を進める上で既存の取水堰などが支障になる場合は、河川管理者で対応願いたい旨の要請を行いました。具体的な対策として、米子市青木地区の内水被害軽減のための四ヶ村堰改修と、南部町境地区の内水被害軽減のための米子市大袋の三ヶ堰の可動堰への改修に絞って意見交換を行いました。

要請活動の結果として、早速、米子市の安養寺橋下流部で河道掘削が行われております。平成23年度から平成25年度にかけて、安養寺橋から大袋橋までの河道掘削を行う予定であると聞いております。さらに、日野川河川事務所は5月18日に日野川水系河川整備計画検討業務を発注し、要望した河川整備計画が策定に向かって動き出しました。また、平成24年度から四ヶ村堰の改修が事業採択になりまして、5月24日には法勝寺川四ヶ村堰詳細設計業務が発注されております。

日野川河川事務所からいただいた事業概要書に、四ヶ村堰は法勝寺川の青木地区に位置し、支川小松谷川合流部の背割り堤というんでしょうか、流下能力は低く、計画高水相当の洪水が発生した場合には、米子市街地に甚大な被害が発生するおそれがある。また、合流点付近では、過去10年のうちに4回、内水被害が発生し、河道掘削及び河積阻害になっている固定堰の改修を実施することにより流下能力の向上を図ることで、河川の水位低減による内水被害の軽減に寄与することを目的に事業を行うと説明をされております。この事業により、境地区の下流域の流下能力が向上することや、河道掘削が行われることにより、境地区の内水被害にもよい影響があると思います。

河川整備は下流域からが原則でございます。しかし、下流の四ヶ村堰が事業化されたので、次は三ヶ堰の改修となればよいのですけれども、米子市街地が被害想定地域かどうかなどの条件の差異や、日野川河川事務所管理区域内には同様に流下能力を阻害している固定堰や護岸ブロックの未整備区間が多くあることから、国土交通省の直轄事業で三ヶ堰を改修することについて難しいというのが日野川河川事務所の見解でございます。

これに対しましては、7月5日に開催されます中国治水期成同盟会連合会総会の意見交換会で、国土交通省中国地方整備局に対しまして、地域で唯一の幹線である県道福成戸上米子線ござい

ますけれども、通行不能になったこと、浸水家屋が10戸に及んだこと、平成23年は年に複数回、浸水被害が出たことなどの実情を話しまして、重ねて三ヶ堰の可動堰への改修について要望したいと考えております。

しかし、直轄事業での改修に余りにも時間がかかるようであれば、農業用河川工作物応急対策事業での事業採択を県に協議しなければならないと考えております。この事業は、市町村が所定の負担金を県に支払って、規模の大きな農業用の堰、水門、樋門、樋管の整備、補強を県営事業で行っていただく事業でございます。三ヶ堰のような国土交通省の管理区間内の工作物は、県から国に委託して事業を行うこととなっております。

以上、質問の回答といたします。

次に、節電対策でございます。福島第一原発事故の発生から、原子力発電所は国内すべてが稼働を停止しております。昨年は、関東地方を中心に計画停電を実施し、夏場の電力需要を抑制してきたところですが、この夏は北海道、関西、四国、九州電力を中心に電力不足が懸念されております。

中国電力管内では、5%以上の節電を努力目標として掲げ、電力需要が高まる夏季において、家庭や職場で節電に取り組むように啓発を行っているところです。節電5%以上とはどの程度なのかということをお申しますと、家庭の照明を小まめに消すことで約5%の削減、冷蔵庫では設定を中にし、開閉時間を減らし、食品を詰め込み過ぎないようにすることで約2%の節減ができ、合計7%の削減ができるとしております。

また、鳥取県は、2010年度対比として節電5%以上を目標として、節電のためのアクションプランを近日中に策定する予定だと伺っています。プランの内容についての詳細は現在のところわかりませんが、家庭でできる節電対策と企業向けの節電対策といった2系統のものになると考えます。

本町でも、6月より、クールビズによりノーネクタイやポロシャツでの執務を行っていますし、七夕や夏至の日を、消灯して家庭で過ごしていただくライトダウンキャンペーンの広報を行っています。また、平成22年度に設置しました太陽光パネルとセットで、両庁舎において既存蛍光灯からLED照明への変更を行い、節電対策に努めているところです。

私たちが率先してできることは、やはり家庭でできることから節電を心がけることだと思いますし、そのためには防災無線やCATVなどの情報ツールを活用して広報に努めてまいります。また、町内誘致企業などへも節電対策の御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、県は、県内全世帯や小規模工場の消費電力量のすべてを再生可能エネルギーで賄う将来

構想を打ち出したんだけど、どう考えているかということでございます。

議員も御存じのとおり、南部町総合計画には、環境自治体の推進として、人々が自然と共生する循環型社会のまちをうたっております。また、平成17年度には南部町地域新エネルギービジョンを策定し、ビジョンにのっとり、新エネルギーに関する数々の施策を実施しております。鳥取県内全世帯や小規模工場の消費電力量のすべてを再生可能エネルギーで賄うという構想と南部町のビジョンは、双方ともエネルギーの地産地消という同一な方向を向いておりまして、大いに賛同できるものでございます。

本町では、一般世帯向けに住宅用太陽光発電システムの設置について、平成21年度より補助金を創設し、広く御活用いただいているところであります。現在までの補助件数は、平成21年度18件、平成22年度19件、平成23年度31件、合計68件であります。現在、太陽光パネル自体の価格も、ここに来て随分下がっておりますし、初期投資に係る資金回収も、電力会社の買い取り単価が1キロワット当たり42円で10年間買い取る方針が固まりましたので、格段に短縮されます。このため、今後も太陽光発電設備を設置される方が増加することが考えられます。次に、小規模工場に関しましては、従来から鳥取県が非住宅用太陽光発電システム導入推進補助金として補助を行っておりますが、脱原発依存を目的として、県内の電力を再生可能エネルギーで賄うという県の構想を支持してまいりたいと考えております。こういった取り組みで、県の構想をバックアップしております。

太陽光や小水力発電などの再生可能エネルギー事業に取り組む計画はあるのかということでございますが、まず太陽光発電についてですが、メガソーラー発電所、大規模の太陽光発電所の建設について、数社からお問い合わせがありました。

当方のヒアリングによりますと、事業形態から2つに分類できます。一つは、米子に建設予定のソフトバンク社のメガソーラー発電所と同様に、遊休地を借り上げ、そこに大規模な太陽光発電所を建設、そこで発電した電気を電力会社に売電し、そこで得た利益は中央の本社が潤うということで、本町が目指すエネルギーの地産地消とは少しニュアンスが異なるものでございます。

もう一つの提案は、南部町が施主となり、町有地を活用して太陽光発電所を建設するという提案でございます。その提案では、施設建設、機器メンテナンス、施設維持管理を含めた15年のリース契約により、初期導入費用を最小限に抑えるというものでございます。この方法ですと、売電までは前述のものと同様ですけれども、ここで生み出された利益については町に入ることになります。南部町でできた電気を電力会社に全量を売り、そこで得た収益を南部町で活用するといった、まさにエネルギーの地産地消と言えるものでございます。具体につきましては、今後、

実用化の検証を踏まえ検討することとしております。

次に、小水力につきましては、鳥取県企業局が、賀祥ダムを利用した発電設備を整備、運用を開始します。鳥取県企業局において、日野川水系法勝寺川の賀祥ダムに最大発電出力220キロワット、年間可能発電量、約1,324メガワットアワー、一般家庭、約360戸分の小水力発電施設を整備する計画でございます。導入スケジュールにつきましては、平成22年度において導入検討委託（基本設計）が行われ、本年度と来年度で実施設計、工事及び発電を開始する運びになっております。既に該当の地域振興協議会や関係集落には事前に説明が行われております。

また、個人や地元でつくったエネルギーを自分たちで利用して、家庭や農業などに使うエネルギーの地産地消への期待から、小水力発電などへの期待が高まっております。その一端を担うと考えられているのがマイクロ水力発電でございます。小水力発電は出力が1,000キロワット以上のものがございますけれども、それ以下のものをマイクロ水力発電と呼んでいます。これは、農業用水路などで小規模な発電を行い、地元の電力として利用しようとするものがございます。例を挙げれば、集落内の街灯やイノシシ対策の電気さくにも利用することが可能だと考えます。しかし、現在のところ、実証実験段階のものが多くて、手軽な新エネルギーとは言いにくいのが現状でございます。

本町では、このマイクロ水力発電の有効的な活用や、実証実験のための適地調査などを実施することを検討しております。水力エネルギーの潜在ポテンシャルは非常に高く、半永久的に期待できるものだと思いますので、具現化を目指したいと思っております。

次に、太陽光発電システム、庁舎、学校など導入されておりますけれども、実績についての質問でございます。

まず、庁舎でございます。天萬庁舎では平成23年1月から、法勝寺庁舎では同年2月から稼働しております。双方とも発電規模は20キロワットアワーのパネルを設置してありまして、年間発電量の計画値は、天萬庁舎が1万9,760キロワットアワー、法勝寺庁舎が1万9,940キロワットアワーとなっております。両庁舎で計画値が変わっておりますのは、パネルの向きによるものがございます。

実績については、平成23年度において、天萬庁舎2万674キロワットアワーで、計画値との差がプラスの914キロワットアワー、法勝寺庁舎は1万9,211キロワットアワーで、△の729キロワットアワーとなっております。おおむね計画値となっております。

売電状況については、天萬庁舎が450キロワットアワーであり、法勝寺庁舎については売電は行っていません。売電は主に休日であろうと思いますが、法勝寺庁舎においては電子計算機、

SANチャンネルなど、休日でも稼働している機器が多いため、需要をすべて賄うに至っていない状況であると推察をされます。

庁舎の電気代として支払う年間使用量は、平成23年度において、天萬庁舎で13万9,057キロワットアワー、法勝寺庁舎で23万99キロワットアワーとなっておりますので、天萬庁舎、約13%、法勝寺庁舎で7.7%の電力を太陽光発電で賄っていると考えております。

次に、学校関係でございます。学校施設における太陽光発電装置は、平成21年度に西伯小学校と会見小学校にそれぞれ最大出力20キロワットの発電装置を設置、平成22年3月から稼働いたしております。

両校の発電電力量の実績ですが、西伯小学校では計画値1万7,542キロワットアワーを見込んでおり、平成22年度1万8,133キロワットアワー、23年度1万7,402キロワットアワー、それぞれ591キロワット、△の140キロワットの差となっております。

会見小学校では、計画値が2万345キロワットアワーに対し、平成22年度は2万670キロワットアワー、23年度は1万9,011キロワットアワーと、それぞれ325キロワットアワー、それから△の1,334キロワットアワーの差となっております。おおむね計画どおりと考えております。

また、売電量については、西伯小学校で平成22年度1,104キロワットアワー、23年度984キロワットアワー、会見小学校で平成22年度2,261キロワットアワー、23年度が1,992キロワットアワーとなっております。また、両校とも、月の総発電量は8月が最大で、西伯小学校では2,275、会見小学校では2,584キロワットアワーの最高値を計測しております。

電気代として支払う年間使用量は、平成23年度と比較しますと、西伯小学校は22万7,442キロワットアワー、会見小学校では19万1,748キロワットアワーでありますので、西伯小学校は約7.1%、会見小学校は約9.1%の電力を太陽光発電で賄っていると考えております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） いずれの項目につきましても、御丁寧な説明ありがとうございました。

最初に、法勝寺川、日野川の堤防の点検であります。6月13日に国土交通省日野川河川事務所と南部町消防団による点検がなされておりますが、その結果につきまして、現状の改善、あるいは対策に必要な資材の調達を求めたとありますが、具体的にどのようなことだったのですか。

御答弁よろしく申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。これにつきましては、先ほど答弁書にありました箇所について、書類上で追加の説明を受けまして、その後、現地の方に出向きまして、町の消防団長、それから担当者、それから河川事務所の方で確認してもらったところでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） どうもありがとうございます。

続きまして、境地内の災害対策であります。これは仲田議員が12月議会で質問されました。繰り返しになりますという前置きをして町長の方に丁寧にご答えていただいたんですが、7月の5日に総会で整備局の方に陳情するというところでありますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

特に境地内におきましては、ここ30年間ぐらい、この水害に対する被害が深刻だということには住民の方々の切実なる要望でありますので、ぜひその辺につきまして、何らかの改善策をしていかなければならないなというふうに思っています。

町長の答弁、あるいは12月議会の仲田議員の一般質問に対しての、質問は何回も、特に仲田議員の質問に対して何回も読ませていただきました。地域の方々の切実なる声の中から感じられましたので、ぜひよろしくお願ひいたします。

次に行きます。節電の件につきましてありますが、県は5%の節減というふうに予定を立てて実行しようとしておりますが、どうしてもなかなか、昨年度の震災以降、節電機運が高まり、5%は難しいというような新聞の記事もありました。そこら辺につきまして、徹底してやらなければいけないのではないかなと思っておりますので、その点についてはどうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございますが、先ほど答弁いたしましたように、5%の節電目標は掲げられておりますけれども、それ以上の節電を行っていかねばいけないというように思います。それと、あわせて、やっぱり再生可能エネルギーの開発と、これは両者相まってやらないと、あんまりいい成果にならないのではないかと、続く話にならんのではないかと、節電、節電ばかりではなかなかうまくいかないのではないかなと思っております。いろいろな方法を考えなければいけない。例えば、電気こんろを、電気ポットで沸かすのをこんろで沸かすんだとか、そういううちまちましたことを、毎日のことですから、これを積み重ねていくことによって、私は

決して無理な目標ではないのではないかと考えております。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 節電計画にのっとって協力していくということは大切なことだろうというふうに思っていますので、ぜひ町を挙げて取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、再生可能エネルギーであります。7月に買い取り価格制度が発足いたします。太陽光発電の場合には42円、それから小水力は34円45銭から35円70銭と、非常に高い価格が設定されております。これは、町長の方が答弁でも言われましたように、再生可能エネルギーの事業が大きく前に進む一つの要因になるだろうというふうに思っています。

つい最近の新聞記事であります。大山町におきましては、日南町の方に事業を実施しておりますソーラーウェイが、土地を借りて事業を展開しようとしております。町長の答弁の中で、町の事業につきましては、町独自でやるのか、あるいは業者に委託してやられるか、まだ決めかねていないということでありましたが、価格的には町でやっても非常にメリットのある事業になるのではないかなというふうに考えておりますが、それにつきまして、再度よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。このたび42円という、思った以上の高い値段に設定された背景は、やっぱりエネルギーの地産地消という政策を進めて、地域の再生もあわせて期待するというような願いが込められているのではないかと受けとめております。したがって、私はやるなら、大山や日南町のようなソーラーウェイですか、米子市の方や、そういう方法ではなくて、町が関与した形で町内に売電収益というものが還元できるような、そういうシステムで行った方がいいのではないかと考えているところであります。

ただ、町は収益事業を行う団体ではございませんので、これは資本を出資するんだとか、あるいは用地の提供というようなさまざまな手段で、そういう事業の推進を図っていききたいというふうに思っておりますが、何といたしましうか、モデル的に、最終的にだれもやる人がなければ町がやるというようなこともあるのではないかと考えておりますが、基本的には、そういうエネルギー売電収益が地元で消費されるような仕組みを考えた方がいいのではないかと、このように思っております。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） これまで発電のシステム、あるいは発電の形態というのは、水力

にしても原子力にしても、地方で発電をして、そして消費するのが都会、つまり地方は、原子力発電につきましては、少しの、電力会社から補助金をいただいて、そしてすべてのものを都会に持って行ってしまうと、地方には何も残らない。原子力あるいは水力発電の地元立地県につきましては、あるいは立地町につきましては、何らかのものがあるかもしれませんが、送電線で送られるその下には何もないと。つまり、全く地方の持つ有力な資源を都会に吸い取られてしまうような形態でありました。

町長が言われますように、これから地産地消の時代となれば、地域でつくったものは地域で消費していく、少しそれが割高であっても、将来の安定的な供給、安定的な資源確保のために地域でやっていくというのは、私は非常にいい考えだなというふうに思っています。

それと同時に、県は小水力発電にも非常に力を入れております。つい最近の新聞記事に、下蚊屋のダムを利用した水力発電の事業計画が出ていました。賀祥ダムでも2013年度に、たしか小水力発電の事業実施が行われるわけですが、この下蚊屋ダムを利用する小水力発電には、関係4市町と、そして土地改良区が含まれて事業推進をするというふうになっています。事業費が約2億8,000万円、その内訳は、国の地域自主戦略交付金、これが1億4,000万円、県が7,000万円の支援、そして、ダムから農地に水を引いています米子市、江府町、伯耆町、大山町の4市町が、計7,000万円の財源を持ち合って事業を実施していきます。

これは同じ県の事業、賀祥ダムの小水力発電が行われるわけですが、賀祥ダムの方にはこういう話を聞いたことがありませんが、それは一体どうしてでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。下蚊屋のことはちょっと私もよく存じませんが、賀祥ダムの水力発電の計画につきましては県の企業局の方が進めておられて、24年度に、本年度、工事にかかりたいというようなことで、地元の調整なども含めて説明を終わっているというところでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 地元の説明がなされているということですが、この事業主体というのは、県が事業をやられるわけですか。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。県の企業局が事業主体でございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 町長は、太陽光発電の事業主体というのを、町がそれを行うわけにはいかないの、投資的なものというぐあいに言われましたが、じゃあ町がやっても別に構わないというような発想も起きるわけじゃないですか、その辺はどうでしょう。町がやるということとを……（発言する者あり）いやいや、太陽光発電の場合ね。

太陽光発電の場合に、例えばそれを事業主体が町ではなくてというような御答弁をされたんですけど、県は小水力で独自に県の企業局が事業主体となってやられるわけですから、町としても、今、県に示している候補地を町が事業主体となってやっても十分いけるじゃないかなという思いですけど、どうでしょうか、それは。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。県は企業局で、いわゆる電気や、あるいは工業用水ですね、そういう収益事業をやる会計を特別に持っておりますので、それはそれで納得のいくところでございます。

町の場合は、一般に町民の福祉の向上を直接的に施策として行って、そういう町を実現していくということが主たる目的だろうと思っております。町がどんどん投資をして収益事業をやるというような団体ではないのではないかなと思っております。例えば地熱だとか温泉でもあって、特別に有利な熱源か何かがある場合には、これは町がそういうところの開発を手がけて、地熱発電だとか、そういう地熱の利用をして、直接的にそれを利用するというものもないことはない、現にやっているところもあるわけですから、ありますけれども、一般的には、直接的な太陽光発電所の運営というようなことはちょっと考えにくいかなと思って答弁しました。

ただ、最後にちょっと言いましたように、あんまりないような場合には、モデル的に町がそれを手がけて普及啓発を図るというような意味合いはあるのではないかなと思いますけれども、それもメガソーラーといいますと発電所でございますから、今言ってきていただいているのが、1万5,000ぐらいですね、という大きなものでございますから……（「1.5メガ」と呼ぶ者あり）あっ、1.5メガですね、1.5メガ程度の大きなものでございますので、これは資本参加をするんだとか、あるいは用地の提供を通じて経営にかかわるというようなことをもってやっていくのがいいのではないかなとも思って、検討しておるところでございます。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） そうですね、ソーラーウェイが大山町に今計画している太陽光発電が約1.3メガワット規模であります。事業費が3億9,000万円というふうに言われています。県が下蚊屋につくります小水力発電のダムなんですけど、これは20年間の売電計画で、

年間約4,000万円の利益が出るというふうに言われています。以前に、梶原町でしたか、四国に研修に行ったときにも、その町で再生可能エネルギーのいろんな事業がなされていました。その上がった利益をどうするかというと、太陽光パネル等の設置に積極的に取り組んで、町民の方に、あるいは住民の方に還元していくという方式をとっておられます。

二、三日前にテレビにも、群馬県の太田市の例が出ていました。これは13億円の事業費で太陽光発電を計画されて、市が持ち出すお金は5億円、残りの8億円はどうするかというと、太陽光発電の売電で15年間で賄っていくというぐあいに言っておられます。事業として難しい点もあるわけですが、非常に夢もあるような気がいたしております。できれば積極的にかかわって、地産地消の一つの町というキャッチフレーズで、町政のためにいろんなアイデアを出していただきたいなと思っております。

最後になりますが、実績の質問をいたしました。いろんな事業が、省エネあるいは代替エネルギー等でなされていますが、なかなかその実績の説明というのはなかったような気がしております。

つい先日の新聞に、この境市の例が出ておったんですけど、境市というのは、市の持ち出し資金というのは約1,500万円ぐらいでしたか、それを約6年間ぐらいで回収しています。これは国、あるいは資材の有利な条件等があったからこそですが、小学校あるいは庁舎につくられました太陽光発電システムですけど、モデル的、あるいは1個のディスプレイ的な範囲を超えなくて、それで事業費を賄っていくような発想ではないような気がしています。余りにも規模的に小さかったのではないかなと思っておりますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 教育次長でございます。秦議員の御質問にお答えしてまいりますけれども、秦議員も御質問の中で若干触れておられました。特に会見、西伯の両校の太陽光発電の設置につきましては、これは太陽光の恵みを子供たちが学び、地球、環境保護への向上心の高揚を推進し、環境教育の一環として取り組み、あわせて学校が環境対策の実践の場になることによって、地域における環境対策の推進に貢献するために設置をしたというのが当初の目的でございます、ということでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） なぜこんなことを質問しましたかということ、余りにも境市の全小学校に設置された太陽光パネルと、我が町の小学校に設置されました太陽光パネルの規模が違い過ぎると。それで、じゃあ事業費は一体どれぐらい差があるのかということ、多分境市の方が事業

費としては、市が持ち出した事業費としては少ないのではないかなという思いからです。例えば 88%が国の補助、そして残り 12%の市債のうち、実質的に持ち出した資金というのは約 2,515 万円です。ということは、それだけ大きな規模のものを建てても、うまく補助金、あるいは市債等を活用すれば、大きな事業ができたのではないかなと。確かに環境学習を推進するために必要だったかもしれませんが、少し、それにしては規模的にちっちゃかったのではないかなという思いから質問させていただきました。

もう少し努力をされて、有利な補助金を探すべきではなかったかなという思いがしてるからあります。例えば、境市の小学校は年間約 400 万円ぐらいの売電をしています。そういうことから比べてみると、非常に規模的には小さいのでは、同じような労力をした割には、その成果、結果というのが余り見えてこないような気がしていますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 教育次長でございます。議員の御指摘でございますけれども、これは 21 年度に設置をしました。これは、文部科学省の安全・安心な学校づくり交付金を活用いたしまして設置をしてきたものでございます。その文科省の、当時は最大発電量 20 キロワットアワーの発電施設が、いわゆる環境教育の一環として取り組むならば、そういうのが適当であろうというようなことから、先ほど申し上げましたように、環境教育の一環として取り組んでございましたので、当初はそういう格好で南部町の両校につきましては、20 キロワットの発電設備を設置してきたという経過がございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） これ以上は言いませんですけど、境港市の場合をたびたび言っておりましたが、これも 2010 年度に経済対策交付金の活用をして、耐震と太陽光パネルの事業をしております。それが、2011 年度に、全校 7 校の合計は 39 万 4,000 キロワットアワーの発電量を持っています。つまり、同じような事業でやっておりながら、片一方はそういう非常に補助金等をうまく活用していると、そして売電収入もそこそこ上げていると、そういう面がありますので、もう少し精査して事業をやっていたらよかったかな、いただいたらよかったなというふうに思っているからであります。

何か御答弁があれば。

○議長（足立 喜義君） 教育次長、中前三紀夫君。

○教育次長（中前三紀夫君） 教育次長でございます。秦議員御指摘の境港市の状況でございますけれども、当町におきましても、境港市と同様、先ほど申し上げました安全・安心な学校づくり

交付金、あわせて地域活性化・経済危機対策臨時交付金を、この発電装置の財源に充当をしてご
ざいます。参考までに申し上げておきます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 中前次長、境港市だないだないかや。

○教育次長（中前三紀夫君） 境港市です。

○議長（足立 喜義君） 境港、「さかいし、さかいし」というのは大阪だあかと思った。

○教育次長（中前三紀夫君） いや、境港市……。

○議長（足立 喜義君） わかりました、失礼しました。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございますが、今申し上げましたように、我が町もほとんど一般
財源を使わずに、地域活性化・経済危機対策臨時交付金や安全・安心な学校づくり交付金という
もので整備をいたしております。私がつい飛ばして読んでしまったようございまして、答弁書
をですね、そういう財源をもって整備をしております、何ら境港市と遜色はないというように
思っております。

それと、太陽光の話になっておりますけれども、太陽光は大体設備の利用率というのが12%
程度でございます。フル稼働したときと実際のものが12%ぐらい設備の稼働率いっておるそう
でございますけれども、12%ぐらいでございまして、これはほとんど、さっき御報告いたしま
したように、間違いがないといいましょうか、計算どおりに大体発電をいたします。リスクは少
ないということがあって、私は取り組みやすいものではないかなというように思っております。

メガソーラーのその発電所のをやったらどうかということですが、本当に大体計算ど
おりいきますし、10年から15年たちますと、大体発電量が2割ぐらい落ちてきます。そういう
発電量が低下するということを含めても、なお収益が上がってくるという計算がなされて
おります。したがって、これは大いに期待もするわけでありまして。そこで発電をして得た収益を、
一般家庭の太陽光発電の普及に補助金として充当するというようなことも当然可能でございます
し、さまざまな可能性を秘めているわけでございます。したがって、前向きにこの件については
取り組んでいきたいというように思っております。

それと、秦議員は油屋さんをなさっておられますので申し上げにくいわけですが、本当
はまきストーブですね、まきストーブについては、非常にこれは効果のあるものでござい
ます。東北地方の方で一冬にたくまきの量は大体6立米ぐら이다そうでございます、6立米。これが、
私が勉強しましたところによりますと、灯油の1,200リットル分、ドラム缶6本分ぐらいに
該当するそうでございます。1,200リットルの灯油を燃やしますと、約3トンの二酸化炭素

が発生するというごさいます。太陽光なら大体64平米ないといけんぐらいの量を出すわけです。大体太陽光がパネル1平米当たり、年間100キロワットアワーというごさいますので、大体二酸化炭素を0.47トン排出削減なると。太陽光パネル1平米当たり、年間0.47トンの二酸化炭素の排出削減になるという前提に立てば、まきストーブと同じ環境効果を出すためには64平米、約2軒分の太陽光発電が必要だということであります。それだけ、まきストーブは二酸化炭素の面で有利であります。

それと、これハイブリッド車などと計算した比較もごさいます。ハイブリッド車としますと、自動車工業界がこれは試算してあります。従来車の燃費をリッター15キロ、年間1万キロ走りますと、節約ガソリンが270リットルと、二酸化炭素の削減量にして0.7トンだと、ハイブリッドを使えばですね、有利になるということになってあります。この計算には、製造や排気に発生する二酸化炭素は考慮してごさいません。まきストーブは20年から40年、寿命があるわけでごさいまして、車はせいぜい10年から15年で考えますと、大体まきストーブを1台用意していただきますと、車4台から5台分のハイブリッド車の効果があるというデータが出てあります。

したがって、私は、ぜひこの太陽光に加えてまきストーブも、本当に大いに普及したいもんだというように考えているところごさいます。いろいろなやり方があります。小水力もマイクロ発電もありますし、そういうバランスのいいものを組み合わせて、ベストミックスで発電をして、地産地消の電気を賄うということごさいます。

それと、メガソーラー発電のところご、ちょっと言い落としてありましたけれども、私がちょっと心配しますのは、発電したものを全部本当に買ってごさすのかどうかということご、さっきも石上議員に答弁しましたように、同時同量ということが基本にあるわけご、必要のない発電をどんどんして送り込んでも、機械がめげたりするということごさいます。したがって、100必要なら、まあ105とか110以内ぐらいの発電だないと、200も300も発電しますと、これは機械が壊れると、周波数も壊れるというようなことごさあるようごさいまして、本当に買ってくれるかいなと、全量ですね、いう思いがするわけごさいます。

電力会社は、ベースになるのは原子力発電でやっております。ベースは原子力発電が大体26%ぐらいの発電量なんですご、これは調整がきかないわけごさですよ、そんなに。要らんやんなったけんってすぐ落とすわけにもいきません。原子力発電でベースをつくっておいて、あと火力や水力で調整しながら、同時同量というものを大体クリアしておるというぐあいに聞いてあります。そういうことになって、太陽光でどんどん発電をして買っていただければ、これ一番いいわけご

すけれども、電力会社から言わせると迷惑な話なわけですね、お昼しか太陽光の場合は発電しませんからね、迷惑な話だというふうに思うわけです。その辺で、本当に買ってくれるかいなという心配が本当はございます。

それと、送電線がないと、なかなか、適地はあって発電はできても、うまく変電所まで電気を送ることができんというようなこともあろうと思います。

いろんな課題がありますので、そういうことを一つずつクリアしながら、小さなまきだきボイラーや太陽光やマイクロ発電や、いろんなものをやりながら、またメガソーラー発電所も検討していきたいと、総合的に考えていきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） どうもありがとうございました。

確かに町長が言われますように、エネルギーの一元化というのは非常に危険を伴います。非常に今、電気ですべて家庭は電化というような風潮で、ここ数年、住宅産業等はやってきましたが、この震災を機に、すべてのエネルギーを一つにまとめるというのは非常に危険だなというのが再確認されました。ガスであれ、灯油であれ、電気であれ、それをバランスよく配置しなければ、一つがとまれば全部とまってしまうというような状況になります。

それから、太陽光発電、非常に今、脚光を浴びていますが、確かに危険性というのはあります。耐久性の問題、それから大きな用地を確保すること、と同時に、この売電したお金というのは一体だれが払うのかというと、電気を使う人、つまり消費者が払うわけでありまして。どんどんどんどん売電がふえれば、その分だけ価格というのは消費者の方に転嫁されていきます。

外国の例で、ドイツなんかは月に1,200円の負担がかかってくるようになって、約二、三割のカットをしていますし、スペインは売電の買い取りを中止しています。日本の場合、今始まったばかりですから、そういう心配はここ数年はないとは思いますが、将来的にはそうなる可能性もあるわけでありまして、エネルギーの一元化というのは非常に問題がある。今回、6月議会に補正で出ていますエネファームですか、ガスを使う蓄電に対しての補助金なんですけど、これこそ太陽光発電、太陽光パネルと一体化すれば、非常に効果を生むというぐあいにして、今、いろんな企業がその販売に躍起になっています。

これも一つの自然エネルギー、あるいは再生可能エネルギーの一つの一環でありますので、町長が言われますように、この地でぜひソーラー発電のチャンスがあれば、それから上がった利益をいろんなところで還元して、この南部町は、再生可能エネルギーで町の電気の8割も賄っているんだという一つの魅力ある町に、もしできたらなというふうに思っております。

ぜひそれに向かって御努力をしていただきたいのと、それから冒頭で、きょうの一般質問の最初に、細田議員が町長の出馬表明を促す一般質問をなされました。町長は出馬に非常に意欲的に答えられたわけでありますが、質問は前に返りますが、この境地内の災害対策であります。町長は、次の4年間の町政運営のためにマニフェスト、4年間の公約というものを掲げられて選挙をされると思いますが、この境地内の災害対策に少しでも進展するように、その4年間のマニフェストの中に、ぜひ前に進むんだということを加えていただきたいという思いがしておりますので、答弁を求めませんが、ぜひそういう気概を持ってマニフェストをつくっていただき、そして町政を運営していただきたいと思いますという思いを込めまして質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で12番、秦伊知郎君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をします。再開は2時40分であります。

午後2時13分休憩

午後2時40分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

続いて、3番、雑賀敏之君の質問を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 3番、雑賀敏之でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

一般質問に入る前に、字句の御訂正をお願いいたします。質問事項の2番目の、町政に対する「要求」としてありますが、そこを「要望」とお願いいたします。

そうしますと、質問に入ります。我が国、農業の再生にとって今、最も必要なのは、農業経営を安定して持続できる条件を保障するための制度を整備、充実することです。生産者米価が低落を続け、他の農畜産物も生産者価格が下落する一方で、燃料費や資材費、えさ代などの高騰が続き、経営は悪化の一途をたどるばかりです。この状況を抜本的に改善してこそ、担い手の確保や耕作放棄地の解消、地域農業の振興に展望が開けます。

その打開策の中心は、生産コストをカバーする農産物の価格保障制度です。農業生産は自然の制約を大きく受け、零細経営がほとんどのため、農産物価格を公的、政策的に支えなければ再生産が確保できません。農産物の販売価格を一定の水準で維持する価格保障は、販売量がふえるに

つれて収入増に結びつく政策であり、農家の生産意欲を高める上で決定的です。かつてイギリスが、手厚い価格保障をてこにして食糧自給率を回復、向上させたように、自給率が低い今日の日本でこそ、充実した価格保障制度を確立すべきです。また、こうした価格保障制度とあわせて、それを補う適切な所得補償も必要です。

南部町の基幹産業である農業の経営も、米価が下落する中で、厳しい状況に置かれています。T P P問題もあります。平成24年度南部町農業再編協議会の総会の資料によりますと、平成23年度の農作物の現状は、水稻の面積が989.4ヘクタール、そのうち水稻の作付面積が594.7ヘクタール、大豆が18.6ヘクタール、ソバ40ヘクタール、野菜が52.8ヘクタール、飼料用米35.8ヘクタールが主なものです。

担い手の現状は、認定農業者が22名、うち法人が2、個人が20、指導農業者が2名、機械の共同利用や集落単位の農業生産組合等は16、農事実行組合が74、農協の生産組合が6、果実、イチジク、ネギ、花、牛、シイタケです。受託作業には個人やグループがあります。農地・水・環境保全対策における活動組織は16団体、中山間地直接支払いにおける取り組み協定数は39協定、農村振興公社の作業受託もありますが、担い手の推移は、法人型集落営農型が22年度が2、平成23年度も同じく2です。個人の担い手につきましては、平成22年度が24、23年度の実績が20。組織、農作業受託機械組合でございますが、平成22年度が14、平成23年度が13。組織、協業経営型集落営農でございますが、22年度が2、23年度が3。

それから、認定農業者を目指す意欲ある生産団体及び個人の農業者の数が、平成22年度が25、平成23年度が22となっており、22年度に対して23年は、組織、協業経営型集落営農以外は同じか減少しています。これはどうしてでしょうか。やはり農業の持続可能で自立できる施策を求め、次の5点について伺います。1点目、過去5年間の60キログラム当たりの米価、10アール当たりの生産費、農業所得。2点目、米が再生産できる米価を国に対して要求することを求めます。3点目、今の米価と米政策について、町長の見解を求めます。4点目、自立でき、持続可能な農業施策を求めます。5点目、新規就農、就農、後継者に、町独自の助成制度を求めます。

次に、町政に対する要望の決定方法について伺います。

町民から、町政に対する要望について、どのように決定されるのかわからないとの疑問の声がありますので、決定方法について、次の4点について伺います。1点目、過去5年間の町政に対する要望の主なもの、また、要望に対して回答は、どのようにして町民に行っているのか伺います。2点目、要望事項に対する優先順位はどのようになっているのか伺います。3点目、町に対

する要望はどのようにして取りまとめているのか伺います。4点目、要望に対して、軽微なものに対して素早く対応する、例えば「すぐやる課」の設置を求めます。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 雑賀議員の御質問にお答えをしてみたいです。

最初に、農業施策を問うということでございます。過去5年間の米価及び米の10アール当たりの生産費、農業所得でございます。

まず、米価でございますが、JA取り扱いのコシヒカリ1等米30キログラム当たりの精算金単価でございます。平成18年産で6,661円、平成19年産で6,458円、平成20年産で6,729円、21年産6,501円、22年産5,777円となっております。22年産は、猛暑により1等米が少なかった影響により、米価が下落いたしております。

次に、米の10アール当たりの生産費についてでございます。これは鳥取県農林水産統計における鳥取県の状況でございます。まず、18年から順に申し上げます。18年13万1,252円、19年14万5,121円、20年14万800円、21年13万3,207円、22年12万9,635円となっており、物価が高騰した平成19年を境に、年々減少していく傾向にございます。

次に、農業所得についてですが、これは平成20年に統計のとり方が県単位から中国地方単位の統計に変化したために、直近3年間分の中国地方単位での農業所得の推移となりますので、よろしく申し上げます。販売農家1戸当たりの農業所得は、平成20年が79万3,000円、21年が82万円、22年が78万4,000円となっております。

次に、米が再生産できる米価を国に要求するように求めるという意見でございます。これには、まず鳥取県内における米の収入と生産費の差額ほどの程度あるのかを比較してみる必要があるわけでございますが、鳥取県内における、先ほどの過去5年間の米価と生産費の平均値を10アール当たりで比較してみますと、米販売収入で11万4,144円、生産費が13万5,859円となっておりまして、その差は2万1,715円でございます。しかしながら、平成22年度からは、米戸別所得補償制度が始まっておりまして、これらの格差を補てんすべく、10アール当たり1万5,000円を補てんしております。これを先ほどの差額に入れ込んで計算してみますと、その差は6,715円となり、差額のおよそ7割が補てんされておりますので、現行の制度でも一定の効果があると考えておるところでございます。

今の米価と米政策についての見解ということでございます。現在の米価につきましては、採算

性という面で、他の産業と比較して低い水準にあるわけですが、何とか農地の維持ができる程度の米価ではあると考えます。この維持した農地により農業生産が営まれ、多面的で公益的な機能発揮によって豊かな自然景観が維持され、社会秩序が保たれ、平和に暮らす基盤が構成されていると考えております。

しかしながら、政策という面で今一番危惧されるのはT P Pへの参加についてでございます。御存じのとおり、米には77.8%の関税がかけられておりまして、これらが撤廃されれば、南部町内においても9割以上の米農家が消滅するとの試算が出ております。農業を基幹産業とする南部町においては、壊滅的な打撃を受けるわけでございます。また、農業の持つ多面的機能の喪失、食糧自給率の低下、就業機会の減少など、被害ははかり知れません。このまま無策でT P Pに臨めば悲惨な結果になることは目に見えておりまして、拙速なT P P交渉参加には反対せざるを得ないと思います。

自立ができて持続可能な農業施策をとの御質問についてでございますけれども、南部町の現状については、国策と連動した取り組みとして、農業者戸別所得補償制度がようやく定着してきつつあります。このことにより、農家所得の一定の向上が図られ、作付することにおける農地の重要性が見直されてきていると実感をしているところであります。農業を行うためには、農地が必要なわけですが、農地を維持するための取り組みとしまして、南部町では中山間地域直接支払制度や、農地・水保全管理支払い制度など、国、県の事業に乗りながら、農地の維持に向けた取り組みに対して支援を行っております。

また、遊休農地対策については農業委員会で、平成21年12月の法改正によりまして、遊休農地に関する措置として、農地の利用状況調査と指導が法律的に義務づけられ、パトロールや農地調査に力を入れておるところでございます。これにより、平成23年度は15.4ヘクタールの遊休農地のうち、5.6ヘクタールを解消しております。さらに、耕作放棄地を再生する耕作放棄地再生事業では、毎年の事業実施により、平成21年度から約1.7ヘクタールが再生されております。

次に、農家の経営安定に向けての取り組みですが、県と連携しながら、個別経営体への機械・施設の導入支援を行うがんばる農家プラン事業、集落営農組織への支援の次世代につなぐ地域農業バックアップ事業、また果樹に対する施設、新品種などの導入を補助する次世代鳥取梨ブランド創出事業などを活用し、経営安定に向けた支援を行っております。また、町独自の取り組みとして、平成22年度から、汗かく農業者支援事業やじげの職人支援事業、地域振興協議会を事業主体とした地域奨励作物支援事業など、さまざまな支援事業を創設し、自立可能な農業施策につ

なげている状況でございます。

いずれにしましても、国の掲げる方針に大きく左右される南部町の農業実態ではありますが、法人、団体、認定農業者、兼業農家とあらゆる形態の経営に対応できるように、県や普及所と連携をとりながら、施策の充実を図っていけるよう取り組みたいと考えております。南部町の限られた農地を大切な財産、貴重な資源として重要性を再認識し、自立でき、持続可能な農業施策につなげるよう取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、新規就農・就農・後継者に町独自の助成制度を求めるという質問でございますが、南部町では国と県の新規就農、後継者支援の制度を活用し、実施者の状況と今後の営農形態を把握して、事業を選択し、実施しております。平成23年度の状況を説明いたしますと、就農1年目と4年目の新規就農者を対象に、国の補助制度であります経営体育成支援事業と、県の補助制度であります就農条件整備事業を活用し、就農に必要な機械の購入費を助成いたしました。このうち、就農1年目の就農者については、県の補助事業であります就農応援交付金を活用し、交付金の助成を行い、就農初期の経営安定への支援を行いました。また、平成24年度は、国の新たな制度として、青年の就農促進と就農後の定着を図るために、就農前の研修期間において、最大2年間、また就農後の最大5年間、年間150万円の給付金を給付する青年就農給付金が設立されております。新規就農者については、それぞれ就農されたときの条件が異なるために、給付要件を満たすかどうか、今後個別に確認を行い、給付を行う予定となっております。

いずれにしましても、営農される個人の生活を左右する重要な支援でございます。経営の応援として補助金が必要なのは理解できますが、最終的には個人努力によって営農されるわけでございます。個人の掲げた計画・目標を達成する一つ的手段として、事業や制度を活用していただき、十分支援したいと考えておりますけれども、現在の状況におきましても、国や県の制度、体制について、かなり拡充されておきまして、町独自の助成制度を用意せずとも、新規就農された方において、確実に目標を達成できる支援はできていると考えております。

次に、町政に対する要望の決定方法についてでございます。過去5年間の町政に対する要望の主なもの、また要望に対して回答はどのようにしているのかという質問でございます。平成19年から平成23年までの過去5年間に、町にいただいた要望は、毎年400件前後で推移しておりまして、その総数は、新規、継続合わせて1,953件でございます。その中で主なものは、建設課所管のものでは、道路の拡幅や舗装、修繕、側溝の整備、除草や樹木の伐採、橋の修繕、除雪などがございます。また、企画政策課所管では、カーブミラーの設置や修繕、道路標識の設置、信号や横断歩道の設置、バス路線の拡大、バス停の設置や修繕などがございます。町民生活

課所管のものとしましては、防犯灯の設置や、ごみの収集と分別に係るもの、不法投棄の防止策を求めるものなどがございます。

これらの回答については、町政に対する要望の取りまとめにつきましては、地域振興協議会が発足しました平成19年度から、地域振興協議会を通じて取りまとめを行っていただいております。地域振興協議会並びに未加入集落に、町政に対する要望の取りまとめを御案内する時期は例年8月でございます。これを受けて、各地域振興協議会では、各集落から要望を出していただき、現地の確認などの作業を経て、町へ提出いただくのが10月の末です。町ではいただいた要望をそれぞれの担当課に振り分け、国や県が所管するものは国や県に送り、その回答を求めます。町が所管するものについては、要望をいただいた年に実施できるものは、その旨、振興協議会と集落に御報告して、年度内に実施いたします。要望いただいた年度に予算がないものは、12月までに各担当課が次の年の予算を要求します。緊急を要するものについては、例外的に補正予算で対応する場合がございます。各地域振興協議会に対して次の年度に実施するかどうかの回答は、国や県所管のものにあわせて、新年度の予算案が確定します2月から3月に行います。ただし、3月議会で承認をいただき、4月の新年度にならないと、いただいた要望事業として実施することはできませんので、その旨は回答の際に御説明しております。振興協議会に未加入の集落につきましても、以上御説明しましたとおりの手順を経て回答をしております。

また、継続して要望いただくものにつきましては、継続要望として管理し、毎年の回答の際に実施の可否について、新規要望とあわせて回答をしております。

町政に対する要望につきましては、町民の皆様から回答や実施が遅いのではという声もお聞きすることがありますが、町が要望いただいてから、現地の確認、予算づくり、国や県との調整などに加え、役所の予算と仕事が年度で区切られているために、調整に対する要望についての流れがこのようにならざるを得ないことを御理解いただきますようお願いいたします。

次に、優先順位ということでございます。町政に対する要望については、限られた予算の範囲内で効果的に実施することが求められます。その中でも、人命にかかわることや、緊急性を要するものについては優先的に対応しております。また、町に対する要望はどのようにして取りまとめているかという質問でございますが、これは先ほどお答えしたとおりでございます。

軽微な要望について素早く対応する課を設置されたいということでございますが、このような動きは1964年に千葉県松戸市で始まりまして、全国300程度の自治体で取り組まれてきました。近年、要望内容が変化し、行政で取り組むようなものでないものがふえたり、行政改革の流れの中で、それぞれの担当課ですぐに対応すれば十分に可能であることなどの理由から、ほと

んどが廃止となっているようです。

本町では、現在の皆様方からの要望については、振興区で取りまとめていただき、振興区の範疇で取り組めるものは振興区で迅速に対応していただくこととしています。また、振興区に参加しておられない集落や振興区での対応が難しいものについては、要望をお聞きした時点で、現年度での予算で対応可能なものであれば、速やかに各課で対応することとしており、また予算措置が必要な場合についても、緊急性が高いものについては補正予算での対応としているところでございます。したがって、特別にそのような課を設けて実施するということは考えておりませんので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） それじゃあ、順次質問してまいります。

今、町長の方から、米価、それから生産費、所得について答弁がありました。この中で、総体的に町長は戸別補償制度も実施されているので、大体賄えているというような答弁でございました。じゃあ、逆に聞きますけども、町長として農業所得、農業の専業で、例えばやろうとすれば、今所得が20年度から変更になったんで、中国管内でということですが、農業所得が79万3,000円、20年度が、21年度が82万円、22年度が78万4,000円、この所得について町長はどのような見解を持っておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほども申し上げたとおりでございますけれども、生産費と米価の差は、戸別所得補償制度で埋め合わせをしてもなおまだ穴があいておるという状況でございますから、決して所得がいいとか高いとか思っているわけではございません。農地の維持管理をしていくぎりぎりの線だなという思いでございます。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 町長は、農業、農地を維持していくのにぎりぎりの線と言われますけども、私どもからしてみれば、ぎりぎりの線というよりは、かなり低いという認識を持っております。

6月の3日にTPPを考える集いを町主催で開催をしていただきありがとうございました。その中で、鳥大の副学長の小林先生が農業、一般的TPPはもう非常に論議しておりますので、この中で先ほども町長が言われました農業の多面的機能が、これは数字が大きいんでちょっと理解しにくいんですが、合計で約8兆2,226億円、そういう試算が出ているそうでございます。やはり、今一番農業で問題になっているのが、平地の方はある程度見回しても、稲が植わっており

ますけども、やはり中山間部に行きますと、非常に耕作放棄地が目立ちます。そこで、耕作放棄地に、これも資料なんですけど、遊休農地等で1.7ヘクタールを再生をしたということでございます。この再生をするためにも、非常に私も約1件、国の施策を利用いたしまして約11アールを再生していただきました。この金額を見ますと、約1反を造成するのに約80万円、とてもだないが個人でできるような、80万円といったら、今の農業所得と匹敵するような、10アールを再生するのに80万円かかるということです、やはりいかに一たん荒れてしまえば、お金がそれくらいかかるということでございます。

それでちょっとお聞きいたしますけども、戻りまして、先ほど私が申し上げました担い手の育成、強いて言えば、ふえているのが、同等かふえている、法人はずっと多分福成と寺内法人で、これは同じだと思います。ただ、心配しますのは、個人の担い手が平成22年から23年度は24から20に減っている。それからあと、同等か減っている現状がございます。この原因はどのようなところにあるとお考えか町長の見解を伺います。

○議長（足立 喜義君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。まず、減っている原因ということでございますが、認定農業者の方でございますけれども、水稻のほかに果樹とか、葉たばこ、こういった作付をされていらっしゃる方が22年度にはいらっしゃる。しかしながら、23年度に廃作をされたりとかおやめになった、そういった方々がいらっしゃいます。したがって、24から20に減ったという数字の推移でございます。

それから、認定農業者、個人の意欲ある農業者の方ということで、22名ということで23年度実績があるわけですが、160アール以上、こういった方々をある部分、そういった意欲ある農業者ということに位置づけさせていただいておりますので、そういったあたりで作付面積が下回ったので、原因の数値に至ったというふうに認識をいたしております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、産業課長の方から作業形態というか、経営形態が変わったんで、22年度から23年度に減ったという答弁がございましたが、平成24年度の計画を見ますと、個人の担い手は25、それからふえております。あとは同等か同じで。それと、まだ認定農業者、意欲ある生産者、これも計画、逆にこれは減っている。片一方の方はふえている。この辺の差というか、片一方はふえて片一方は減っていると。この辺はどのようになっているのでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。認定農業者の数がふえて、個人の意欲ある農業者の方の数が減っているということでございますが、これはあくまでも認定農業者の方、年間1,900時間、それから年間の農業所得が350万円以上、こういった方々が認定農業者に位置づけられるわけですが、そういった認定農業者というそういった位置づけに、こういった個人の意欲のある方々にぜひなっていたきたいと、そういう思いからこういう数字になっております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 認定農業者になっていただきたい思いということですが、じゃあ、具体的に町としてどのような方法、施策をもってその担い手になっていただこうとしているのか伺います。

○議長（足立 喜義君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。まず、こういった方々への農地の面的集積、こういったことをぜひ行っていきたいというふうに思っております。こういった意欲のある方々に農地を集積をいたしまして、効率ある農業経営をしていただくことによって農業所得を上げていただく。そういった先ほど申しました1,900時間、350万、こういった目標に向けて頑張っていたきたいと、そういう農地の集積、こういったところを応援をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 以前、認定農業者を含めて、町の方に白紙委任をして集積をするという話があったと思いますけども、その進行状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 農地の集積ということで、円滑化団体が、今、町になっているわけですが、10年間の白紙委任をして、利用権設定を行っていくということでございますが、残念ながら23年度につきましては白紙委任はございませんでした。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） やはり、何が、白紙委任のなかったネック、原因か把握か何かしておられればお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。ネックということになるのかどうかわかりませんが、とりあえず白紙委任をされてはどうでしょうかというようなお話はさせていただいて

おります。ところが、まだ元気があるから、やれるなはいは自分でやるけんということで、とりあえず白紙委任については保留といいますか、考えはあるんだけど、今のなはいは自分でやりたいからということで白紙委任までは至っておりません。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ということは、先ほど24年度の計画で、認定農業者を面的クリア、それから今の収入クリア、いろいろありますけども、20名から25名に増員というか、ふやしていくというのはなかなか、可能な数字でしょうか。目標なんで、あくまで目標だ言われりゃそれまでなんですけど、どのようにしてその辺をされようとしてるのかをお聞きしたいと思えます。

○議長（足立 喜義君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） あくまでも目標という数字ではございますが、ただ24年度、本年度から人・農地プランというプランの作成が地域で行われます。これは新たな地域、集落での農業の新しい経営体、そういったところを皆さんで話し合っただけというプランづくりであります。そういった中で、そういった認定農業者になっていただけるようなそういった方々が必ずや浮上してまいるというふうに思っております。そういった意味合いを込めまして25名という数字を上げさせていただいております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ここに、これは意欲ある農業者の名簿が上がっているんですが、たしか認定農業者の面的要件は2ヘクタだったですかいね、南部町の場合、ちょっと数字は忘れましたが、2ヘクタか4ヘクタ。当初は4ヘクタ以上だったけども、今2ヘクタぐらいに減ってると思いますが、この中で20数名おられますけれども、ほとんどの方が2ヘクタか、2ヘクタ以上が9件ございます。先ほど課長が言われました地域で話し合いをして認定農業者にすれば、この方たちがなっていたら、十分可能な数字かなとは思いますが、その辺になかなか認定農業者にならないところになぜかなという。

というのは、やっぱり認定農業者になっても余りメリットが、直接的なメリットがないというのがあるんじゃないかと思えます。じゃあ、認定農業者を進めていくからには何かのメリット、資金とかいろんなメリットはありますけども、直接的なメリット、どのような認定農業者になればメリットがあるか、ちょっとあれば教えていただきたいと思えます。

○議長（足立 喜義君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。町の実施しております担い手規模拡大促進

事業、こういった事業がございます。これは3年以上賃貸借の利用権設定をしていただきますと、10アール当たり4,000円、認定農業者の方に交付をするというそういった事業もございます。それから、先ほど申しました人・農地プランですけれども、これ認定されますと、スーパーL資金の利子が5年間だったと思います、無利子になるといういろいろな認定農業者のメリットというものがございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 今、産業課長の方から認定農業者に対してのメリットなんですけど、利用権設定をして、10アール当たり4,000円、それからお金を借りた場合に、利息ですね、元金じゃないですね、利息の補助があると。それぐらいしか今のところメリットがないと。では、なかなかやはり認定農業者までなって、これは認定農業者になるにも非常に、農業経営を所得で350万でしたっけ、350万になろうと思えば、計算上出ないんですよ、なかなか。10アール当たり、さっき農業所得が七、八十万。これでやろうと思えば5ヘク。350万を超えようと思えば、5ヘク以上、最低限やらなければその350万になりません。ということになれば、認定農業者にはなかなか、所得の面でなれない、計画もつくれないということですので、だから難しいんで、4番目の方にいろんな新規就農とか、就農、それから後継者に対して町独自の助成をとということも上げております。

やはりそうしないと、認定農業者になってくれ、なってくれといっても、今特に果実、水稲もなんですけど、水稲はある程度生産組合等ができておまして、寺内しかり、それから福成いろんなところ、これほとんどは水稲なんですけど、大体できておりますけども、やっぱり果実の方が非常に何か、最近後継者がいないということで、私も1回選果場に出たんですけど、大分前にも質問したと思いますけど、何ぼでもあいとると、カキ畑、ナシ畑が。逆に言えば、できないからもう伐採しようかというような方もございます。その辺について、何か町として。

今回、葉たばこの廃作者については、これも多分県の事業の絡みだと思いますけど、県が3分の1とか6分の1ですね。やはり県がすれば、先ほど町長おっしゃいました、国、県がすれば町もそれに倣って、倣ってって言ったらおかしいですね、追随してやるということですけども、それ以外に私が求めているのは、何か後継者対策として、後継者、新規就農者、就農者に対し、または、それから先ほども同僚議員の質問にあったんですけど、高齢者率が30%を超えたということから、年金もだんだんだんだん支給がおくれて、ほとんど私たちの年代だともう65歳ぐらいからでないともらえないということになっております。そうすれば、やはりそれまで高齢者、退職をして、今新聞にも出ておりましたけども、高齢者社会白書ということで、高い就業継続意欲、

高齢者社会はです。非常にやはり65歳、高齢者というのが65歳かいかどうかちょっと私も疑問なんです、統計上はとも65歳以上を高齢者扱いしておりますので、65歳としておきます。平成17年23.3%ですが、ひとり暮らしの高齢者が10年に479万人となり、5年前に比べ93万人ふえたと。高齢男性の10人に1人、同女性の5人に1人がひとり暮らしとなり、高齢化の進展と課題が明らかになっていきますという。

この中で、高齢者の就労関連では、いつまでも働きたいのか、高齢者に聞いた意識調査を紹介。70歳以降まで、または働けるうちはいつまでとの回答が7割に上がったということです。やはりたとえ、年金のこともあるかもしれませんが、全体を回してみれば、高齢者でも元気な方がおられます。やはり高齢者が収入を得て、年金プラス農業収入等ができるような施策の考えはないか伺いたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。二部地区において、その実態調査を行っておられますが、その実態調査の結果によりますと、高齢者の方が年金をもらいながら、もう少し所得が欲しいと、収入が欲しいという結果が出ております。大体これは、島根県の中山間センターがやったものと大体同じ傾向でございまして、年金をもらいながら、年金だけではちょっと足りんと。3万とか5万とか、それだけの収入があとあればいいのではないかとというようなアンケートの結果が出ておまして、町の方では、結局3カ所あります直売所、それからアスパルの方に出れば、これは車を運転せんと出んわけですけれども、そういう直売所などの支援を通じてそういうことを進めているわけです。販売を目的とするというその1文字であります。販売を目的とする、例えば従来は対象にならなかった小さなハウスでも、これは対象にしましょうというような支援措置を持っております。販売を目的とするさまざまな取り組み、そのことについてしっかり支援をしていこうということで臨んでおります。

それからまた、言っても、中山間地の素手ですべてやるのはこれは大変でございまして、やっぱり機械の導入というようなことも必要ではないかということで、機械を導入すれば資格も必要だと、免許も必要だというようなことございまして、そういう資格の取得や免許の取得にも支援をするようにいたしております。そういう施策で、年金をもらいながら農業をやっていただく皆さん方への対応は果たしていきたいというように思います。

それから、先ほど認定農業者には余りメリットがないのではないかとということですが、すべての大体施策が国や県の大きな施策は、基本的には認定農業者を目標にして、想定しながら取り組まれております。したがって、農地の集積も、あるいは補助採択の要件も基本的には

認定農業者最優先でございまして、そういう、ある程度選んで、特定して施策を集中的に、効果的にやっていくということがなされておりますので、決してメリットがないのではなくて、私は認定農業者になれば、それなりの優遇施策はいろんな場面で受けることができると、このように思っております。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ちょっと1点、平成24年度のいきいき農業塾が閉め切りが5月の25日締め切りでされております。これについての状況をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） いきいき農業塾でございますが、今現在22名の参加をいただくことになっております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） わかれば、例えば男女別比率とか、年齢比率まではわかればいいんですが、わからなければそれはそれで22名。私が思うに、結構あったなという感じ。とらえ方が違うかもしれませんが、役場では少ないと見とられるのか、22名いて。私は結構あったなというぐあいに思っております。

それで、先ほど町長はいろんな町として助成をしている、例えば販売を目的とするということですが、あの中にビニールとか本体はするけども、ビニールのかけかえにはしないよと、補助はしないよという項目がございます。それはなぜされないのか。やはりこういう台風が来たり、このごろはよく台風が来まして、非常にハウス等のビニールが破損するケースがふえております。それについて再考のお考えはないでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。とりあえず、県の災害の補助というものが網かけ施設の網の破れとかビニールの破損とか、こういったものには県の災害補助もございません。したがって、町としても、現在のところ補助していないというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ですから、やはり県がないからやらない、県があればやるんじゃないかと、そんなに私、ビニールのかけかえ工事が何百万もかかるような、全額出していただければ、それは非常にいいんですが、多分町の補助基準とすれば、最大で大体2分の1じゃなかつ

たかなと思います。少なければ3分の1。ですから、そのような補助をぜひとも町長これを、今、産業課長から、県のあれにないんで、町としてもやってないということでしたけども、ぜひとも町長、これ、やはり農業生産を再生していくためにいろんな、もう破れたけんじゃあやめるわと、今までしてきたことが何もうありませんので、破れたけん、もう補助がなかったら、かかるんで。ちょっとその辺、どうでしょう町長、そこの辺ちょっと見解あれば。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。ハウスでございますけれども、ハウスは施設園芸ということで、農業共済事業をしております。したがって、共済に加入なさって、適切な管理をしてな破れれば、共済金で補てんをすところこういう仕組みになっております。したがって、まずそこに入ってくださいということでございます。管理が悪いのもいいのも、すべて押しなべて、破れたら補償せえというようなことでは、いろいろまた御批判もいただくようになると思います。したがって、適切な管理をしてなお、破損したのものについては共済で補てんをし、というのが原則であります。再生をすところ、共済金をもらってかけ直すというのが一つのルールではないでしょうか。

ただ、そうはいつでもそういう手続を踏んでいたけれどもなお、大きな被害を受けたというようなことについては、これは再検討をしてもいかなければいけないのではないかと思います。一般的な話を今させていただきます。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） このビニールハウス等については、その辺はまた農業共済との絡みもあると思いますので、ぜひとも、町長からは5割程度ぐらいのいい返事をいただいたかなと、最終的には100%は、最後に何か逃げられましたんで、思っております。

それでちょっと紹介をしておきたいと思います。この今の就農関係についてですね、和歌山県、これは県なんです、端的に、最終的には県で就農するのが要件でございますけども、露地野菜なら10アール以上、施設野菜なら5アール以上を耕作することが支援の条件で、最大100万円までやるということで、非常に県がこれは後押しをしているということです。

これは農業新聞なんです、先ほど私が言いました国の支援型と町村の支援型で、ここもこれは村支援型というぐあいしておりますけども、研修期間が1年間で施設園芸を技術を学ぶ者に、研修修了後は村で独立就農するのが要件、給与は研修手当は月10万4,000円で、村が独自にやっているという例もございます。

それとこの間の、ちょっと私これ、なかなかおもしろい、先ほども果樹のところで申し上げた

んですが、南部町も非常に果樹の後継者がいないということで、鳥取中央のナシのモデル団地で、リース方式で担い手育成をやっているということで、これ、結構何か、中身はいろいろ書いてあるんですが、やはりこういうこともやり方によっては、せっかく南部町はナシ、カキの非常にいい町ですので、ぜひともなくしてはいけないというぐあいに思いますので、やっぱりいろんな面から検討をされて、していただきたいなというぐあいに思います。

次に、ちょっと時間がなくなりましたんで、町政に対する要望事項で、振興協議会を通じて出しているということで、私が一番心配したのは、回答の中に、一番問題に思ったのは、調査をし検討をしますという回答なんです。調査をし、検討します。というのは、先ほど町長は言われました、これ、10月末に出して、これの出たのが多分6月だと思います、今もらっているんで、私ちょっとそれを。6月に回答書をもって、調査をし検討しますという、これは回答にならないんじゃないかと思います。回答というのは、やはり要望書をもって、調査をして、先ほど町長は言われました調査をして、どうするか、本年度はできないとかできるとか、予算。6月ですから、もう3月末で予算が通ってるんで、予算がないんでできないならできない、24年度にならないんで、25年度ぐらいになりますよとかそういうのならいいんですが、何か、調査し、実施については、道路維持修繕の予算の範囲内で検討します。下も全部、道路関係は全部予算の範囲内で検討します、検討します、検討します。検討しますという回答をもらって見たって、町民は、今から検討するんですかという話になるんじゃないかと思います。だから24年度の今から検討といえばもう、今要望出してから、かれこれ1年に近づこうとしております。そこでまだ検討の段階なんでしょうか、ちょっと端的にどのようなことなのかお聞きしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。その回答をしたのは6月ではございませんでして、もう少し前かというふうに思っておりますけども。その書き回し、書き方が、予算の範囲内で検討するというふうに、何かまどろっこしいようなことを書いておりますけども、結局のところは、その段階ではまだ実地の数量といいますか、舗装の面積とか、側溝の長さとか、要はどんだけのお金がかかるかというのを個別に全部調査した段階ではございませんので、あくまでも気持ちとしては予算がある範囲でなるべく行いたいということなんですけども、それを掲げてしまいますと、できなかった場合にはうそをついたということになりますので、そういうような表現になってるということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私の聞くところによりますと、地域振興協議会からもこういう回

答をもらっても回答にならないということで、何か再度回答を求めるといようなことを聞いておりますが、その事実はどうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。そのような再回答ということはございませんで、実際にはその一つ一つの現場を振興協議会の役員の皆さんと一緒に職員が見て回ります。その段階で、極端に言ったら、できるできないというのもある程度お話ししながら、それこそ言われましたように、ちょっと規模の大きいのかなんかは、事務局の方では改良系だという言い方をしておりますけども、測量まで伴う、まして用地まで伴うといようなものにつきましては、翌年度でお願いすることになるかもしれませんといようなお話ししながら、調査を実施するという格好にしておりますので。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） じゃあ、この回答書はいつ出たんでしょうか。ちょっと日付がないんで私、一番最近、これは説明があったのは6月に、5月か6月に説明があったんで、それでこの間の説明では、再度もう一回、私天萬区なんですけど、天萬区の区長は再度出すんで、もう一回出るかということをおっしゃっていただきましたけども、それについては間違いということですか。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。雑賀議員のお尋ねにお答えします。24年度に実施する事業についての要望は、23年度に御案内と集約、そして回答を行っておりますが、その回答を行いましたのが、平成24年の2月14日に各協議会に回答をいたしております。ちなみに、協議会からちょうだいいたしておりますのは10月末でございます。以上であります。

○議長（足立 喜義君） 雑賀議員、時間が少なくなってきましたのでまとめてください。

雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） じゃあその回答を振興協議会が、じゃあ天萬区長が8月に再回答すると言ってるのは、どの辺、ちょっと余りにも時間たってますが、ちょっといいですか。2月に回答したの、これも。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。先ほど専門員が申しあげました回答については、2月に振興協議会の連絡会でさせていただいております。その際に、今、議員の御指摘ありましたような表現が非常にあいまいといましようか、わからんといことがござい

ました。その際に、私どもが申しあげましたのは、8月ごろに再度24年度の要望につきまして、中間報告をまとめさせていただきながらお示しをしたいということを申しあげましたので、24年度の要望については、8月ごろに改めてこの進捗状況、もちろん検討して、これはできるのかあるいはできないのか、いつごろになるのか、こういったものを中間報告としてまとめさせていただくものを提出をさせていただくというようなことを申しあげましたので、多分そのことではないかと思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） ということは、逆に言えば、振興協議会が、まあ、聞いてみるとわからんですが、2月24日に出して、この間まで約4カ月も報告がなかったというぐあいに理解せざるを得んですね。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。各協議会では、2月14日に町の方から回答しまして、速やかに評議委員会、それから各部の役員さんにも回答を報告なさっておるといふふうに伺っております。ですから、長期にわたって協議会が放置されてきたということではございません。以上であります。

○議長（足立 喜義君） 雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） それについてはちょっとまた調べてみたいと思います。ただ、この中でちょっと私気になったのが、23年度中に実施しますとかあるんですね。これ、23年度中に実施します、しましたとか。その辺、内容が非常に、伝え方ですね。先ほど言われました、ちょっと字句についてまずかったということでしたよね。だからもうちょっと、やはり同じ回答を出すなら、2月に出されても、もうちょっと、どっちみち3月決算が済まないと予算がつかないんで、できるならばもうちょっとみんなが納得できるような回答の方法をしていただければというぐあいに思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 以上で3番、雑賀敏之君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をします。再開は4時5分であります。

午後3時45分休憩

午後4時05分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

続いて7番、赤井廣昇君の質問を許します。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

まず、民主町政と住民投票条例についてお伺いいたします。これは、坂本町政への合併8年を迎えておりますので、そういうことを踏まえまして、いろんな総括のような形での質問をさせていただきます。

質問の趣旨及び背景でございます。さきの3月議会で、皆様も既に御承知のとおり、否決された議案の問題、ゆうらくの土地売却について、議会の判断にクレームや疑問があると多くの方々からいろいろ町の考え方について指摘されております。周知のとおり、ゆうらくは町が土地を購入し、施設を南部町落合478番地の1に建設した特別養護老人ホームでございます。ゆうらくが建設された1万4,431平米の町有地を伯耆の国が経営拡大を図り、法人運営の安定化と自立を支援することで、介護サービスのより一層の向上を図るとの理由により、一金1億7,155万円約の金額で売却を決定したものでございます。これは民法108条に定める双方代理契約に抵触しないよう巧みに処理されたように思います。しかも、法的に問題がないとしても、非常に町民の理解を得ることが問題がある懐疑的な事案であり、道義的にもいかがなものかと思えます。今後の町の発展に同様な問題が提起されないよう、以下3点について質問いたします。

まず1番目には、くしくも他市町村でも施設建物等の売却事例はございますが、土地を売却の事例は聞いておりません。今までの指定管理で何も問題ないものをなぜ急に、このたび一社会福祉法人伯耆の国に公益を損なう町財産の土地を売却したか、住民が納得できる正当な理由があるのか、明確な説明を求めたいと思えます。

2つ目でございますが、このたびの町有地売却は、民法第108条にうたう双方代理に該当するので、抵触しないよう土地取得に当たり画策されたように見えます。指摘を免れるため、意図的に町長が理事長から降職される人事があったように思います。社会福祉法人伯耆の国理事長から町側に、売買について申し出に基づく提案があり、合法的な契約であり、法律的に違反もないとするもの、考えは理解ができません。この町民の不満や憤りに対し、町民が理解したと考える理由について御所見をお尋ねいたします。

3番目でございますが、言うまでもなく町議会議員は二元代表制の中で権利行使ができております。このたびのような問題は、議員個人の主観で判断することは非常に困難をきわめます。町有財産の処分等について、慎重で厳正な処分措置が求められます。また、売却して問題がないと

する町行政の見解に無謬性はないのか非常に微妙で困難な事案でございます。積極的な住民自治の推進が推奨される時代であり、古き時代の押しつけ、民はこれをゆらしむべしこれを知らしむべからずでは町民は納得しません。申し上げるまでもなく、議会議員もすべて白紙委任されたものでもありません。謙虚な反省の上に立ち、町の将来にかかわる重大な問題や町の公益にかかわる問題は、故事来歴にあるように万機公論に決すべしが妥当であろうと思います。住民投票の結果を参酌し、議会判断することが賢明な措置と考えます。これこそ町民自治の原則であり、それが時代の要請でございます。それを確認し、積極的に取り組むことが不可避であります。たびたび前向きに取り組まれることを建言しておりますが、ぜひ開かれた民主町政施行されることを望み、改めて町長の御所見を問うものでございます。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 赤井議員の御質問にお答えをしております。

3月議会で十分説明をいたしまして、納得の上、議決をいただいたものと思っておりますけれども、どうもそうではないようでございますので、再度詳しく説明をさせていただきますので、議決をいただいたものでございますけれども、納得していただきたいと思っておりますので答弁をさせていただきます。

まずゆうらくでございます。これは昭和45年8月に鳥取県下最初の特別養護老人ホーム有楽苑として設置された西伯特別養護老人ホームがその前身となっております。開設当初から県立、町営で運営しておりました。平成2年にその名称を西伯有楽苑に改め、より地域に開かれた施設として地域福祉向上の中心的な役割を担ってきております。

施設の老朽化が進むとともに、より高度な介護内容の要求に対応するために、平成11年に鳥取県から施設の建てかえ、移管について協議を重ねてまいりました。施設の改築問題と並行したように、施設の運営状況も人件費が増大し、経営改善を検討しなければならなくなりました。平成11年度から介護職員の正規採用を見送り、人件費の抑制を実施して改善努力をしました。平成12年度には、介護福祉施設としての認可を受けるとともに、運営状況も改善されました。介護保険制度化の運営見直しの不明確な部分もありましたが、13年度には経営自体を県から町に移管し、翌14年度には建物の譲渡を受けて、完全に町営施設として運営を開始しております。

この当時、100名定員のうちの、利用者でございます、約半数の方が町外のお方で占めておられましたので、全額町費を投入できるのかということも乗り越えなければならない大きな課題でございました。施設の改築は13年度に国と県から改築事業認可を受け、14年度に施設建設

を行いました。15年の3月に完成したということでございます。特に厚生労働省から認可を受けた公共事業としては、全国初の単位型特養、個室ユニットを取り入れて、全室個室化するなど、施設の充実を図りました。施設は15年4月に完成し、名称をゆうらくとしました。そしてゆうらくの運営は独立採算で行うために、社会福祉法人に移しかえることとして、在宅サービスを提供してこられた西伯町と会見町の社会福祉協議会のヘルパーさんや、地方公務員として老人ホームにお勤めの寮母さんにも退職をして、新しい法人に身分移管をしてもらいまして、設立した社会福祉法人伯耆の国に管理運営を委託して現在に至っております。

法人設立の趣旨は介護保険制度の中で、良質で効率のよいサービスを地域住民に確実に届けるシステム構築が目的でありましたが、その目的は達成できたと思っております。伯耆の国は、現在健全運営がなされておりまして、施設と在宅、地域との連携、予防機能の発揮、法人利益の地域への還元、保育園の指定管理など、行政、地域住民との連携、協働による地域づくりに努めていただいております。

さて、ゆうらくの土地を譲渡するきっかけでございます。これはこれまで説明しましたように、南部町内にグループホームの建設が必要となったことでございます。南部箕蚊屋広域連合管内の認知症グループホームは、日吉津村に18ベッド、伯耆町に18ベッドで、南部町内にはこの施設がございません。グループホームの必要性が高まっていたことから、これを伯耆の国の事業として取り組んでいただくこととしました。そして、建設のための用地を確保するに当たり、ゆうらくの用地を購入したいと伯耆の国から申し出がございました。町は、伯耆の国に対して、見返りがある出資という方法ではなくて、見返りがない出捐という方法で資金を出しております。出捐という方法での資金の出し方は、裏を返せば法人設立後は、財政的支援をしないという立場をとったという意味合いでもございますので、伯耆の国はそのことをよく理解され、設立から現在まで、自主自立で安定した健全な経営をされております。

しかし、今後伯耆の国が人格を保有する法人として一層の責任あるサービス提供を目指すためにも、さらには町が地域住民の生活の安定した継続支援を行っていくためにも、伯耆の国のさらなる健全経営は不可欠であります。現在の伯耆の国は資産を持っておられない不安定な指定管理者という立場での経営を余儀なくされております。現在の指定管理は、平成26年3月末までが期限となっております。伯耆の国としてゆうらく施設を資産として持って、サービスの充実、拡大を図ることは、安定経営をしていくために必要であり、設立の経緯からいっても、町はそのための支援を惜しんではならないと考えております。伯耆の国が資産を取得し経営的に安定することで、町民へのサービスの充実、拡大が図られると考えております。また200名もの働く人

々の汗にこたえる道でもございます。町として、町内の企業、団体、個人などを支援し、それらの活動によって町の活性化を図っていくことは当然の責務でありまして、町のメリットでもございます。

町は、他の市町村の利用者のために町の税金を使うのかという批判もございまして、基本的に町の税金は使わずに、ゆうらくの施設建設を行いました。また運営についても支援をしておらず、逆に伯耆の国より、努力目標として毎年3,000万円余りの寄附もいただいてまいりました。今の指定管理の協定では、将来的には施設の大規模修繕は町が責任を持って行わなければなりません。伯耆の国からは、建物を償却するまでに10億円ぐらひは必要だろうと説明を受けております。町も幾らかの税金の投入は必要ですが、最小限に抑えるために、譲渡できるときに譲渡した方がよいと判断しています。伯耆の国として土地と建物の譲渡には合意をさせていただいております。ただ、土地と建物を一体で譲渡するのがよいのですが、グループホームの建設が急務でございまして、まずは土地を売却する、建物は修繕について協議がまとまれば、議会に御説明して承認をいただいてからということでございます。本年3月議会で、ゆうらくの土地売却の議案を上程して御承認をいただいたのがこれまでの経緯でございます。伯耆の国が指定管理ではなく、資産を持って真の自立をされ、安定経営の上でサービスの充実と拡充をされ、保育園の経営から幅広い福祉の担い手法人に成長されることを町として支援していくことは、間違った施策と思っております。

2つ目の質問にお答えします。私は、平成15年2月に設立をいたしました伯耆の国の理事長を務めてまいりましたが、昨年6月に任期満了による改選が行われ、退任をいたしました。赤井議員は、民法第108条の双方代理に違反する行為はやめるべきであると。平成20年12月議会の一般質問でも述べておられます。現在町の契約で、民法第108条の双方代理の禁止に該当する契約は行っておりません。

さて、私は伯耆の国の理事長を務めてきた経緯は、今まで何回も御説明してまいりました。伯耆の国は、西伯町と会見町が出捐していただいた1,000万円の資金しか手持ちがなく、介護報酬も3カ月おくれぐらひに収入されるというような状況でございまして、当初は資金繰りが大変で苦労しました。銀行と交渉し、長期資金を借り入れることとしましたけれども、法人として担保に入れられる財産は何もございません。銀行の御理解をいただきまして、坂本昭文が個人で保証する変則的な形で、最終的には2億8,000万円の資金を借り入れて運営をしてまいりました。いつも大きな責任を背負う形でプレッシャーになっておりました。理事長との兼職を批判されるお方があり、その都度説明をしてまいりましたが、莫大な借金を抱え、その保証をしてい

ることから、簡単に役員をやめられないという事情があったということでございます。借金が終わるまでは、理事長職にとどまって責任を果たさなければと考えてきましたが、この間の健全経営を見て、銀行さんは町長でなくても資金は融通しますよと言っていました。また、本年3月に設立当初から頑張ってくれました参事が60歳の定年で退職される年齢となっております。引き続き法人運営をお世話をしていただく内諾を得ましたので、理事会にお諮りし、定年のない理事長職を引き受けていただくこととなったのであります。私はまだ保証人になっておる借金が一部残っているために、理事としてとどまらせていただいております。赤井議員の言われますような土地売却のための理事長職の交代ではございませんので、誤解のないようによろしくお願いいたします。

次に、住民投票条例を制定して、住民投票の結果を参酌して議会判断をすることが町民の自治の原則であり、時代の要請であるとの件についてでございます。赤井議員が言われますのは、町民の意見が反映される住民主体の町政に取り組むために、住民投票を行うべきであるという御意見でございます。南部町では、町政の柱として住民参画で持続する町と地域のまちづくりを掲げ、さまざまな施策を進めております。具体的には、御承知のとおり、身近なところで町づくりに住民が参画できる場として7つの地域振興協議会が設立されました。振興協議会の活動を住民参画、地域主権などの中核に位置づけて事業を展開しており、7つの地域振興協議会は、それぞれに特徴的な活動に取り組んで大きな成果をおさめていただいております。

また以前は、区長会ということで、年に総会など二、三回の意見交換の場しかありませんでしたが、今では毎月連絡会を開催し、会長、副会長さんに御出席をいただき、町政の報告や地域課題を討議するなど、町民の御意見を集約して町政に反映できるように取り組んでいるところでございます。そのほか、町長と語る会を開催し、直接集落に出かけるなど、町民の方からの御意見を伺い、町政に反映できる点は反映する前向きな姿勢で取り組んでおりまして、町民が主人公の民主的で開かれた町の創造に向けて尽力をしているところでございます。

赤井議員が言われます常設型の住民投票条例制定の見解についてでございますが、まず常設型の住民投票条例とは、案件ごとに議会が条例を制定する個別型とは異なりまして、あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議の方法などを条例化しておくもので、一定以上の署名を集めれば、議会を経ずに住民投票を実施できるというものでございます。平成13年4月に愛知県高浜市が全国で初めて常設型の住民投票条例を施行され、鳥取県内では北栄町が平成20年10月から施行、日吉津村ではこの3月議会で議決され、6月から施行されております。このようなことから、それぞれの町の事情で、その町の重要課題について町民の意見を確認することは意義のあるもの

であると考えているところでございます。

しかし一方で、慎重に検討していかなければならない課題も数多くあると考えています。具体的には、1つ、住民投票の対象事項を何とするのか。2つ、住民投票の成立要件と投票率の関係をどのように考えるのか。3つ、投票の資格者をどの範囲とするのか。4つ、投票運動の制限をどう考えるのかなどが上げられます。また最も重要な問題として、住民投票条例に基づく住民投票は、公職選挙法の規定を準用する地方自治法上の住民投票、または憲法上の住民投票が法的な拘束力を有することとなるのは異なりまして、その結果について、首長及び議会は、最大限尊重することになると考えられ、拘束力を持たないことになると考えられることでございます。これは、首長及び議会という間接民主制により町政を執行しようとするのが、現行法律上の原則であり、住民投票による有効投票の賛否のいずれか過半数の意志は、町政を執行する上での意見として尊重することにとどめられるべきと考えられるためであります。

したがって、これまで述べてまいりましたとおり、住民投票条例を制定するに当たっては数多くの課題があり、これらをさまざまな角度から十分に検証を重ねる必要があると考えております。

議員は、このたびのような問題は議員個人の主観で判断することは困難であり、住民投票の結果を参酌し、議会判断とすることが賢明な措置であると言われております。このことは、二元代表制との関係で整理しておく必要があると思っております。私たちの地方自治制度の根幹は、代表民主制でありまして、住民の意思の反映手段として住民の直接選挙で選ばれた町や議会が中心的な役割を果たすことが前提となっておりますので、あくまでもそれぞれの立場でベストを尽くすことが前提であります。その上で、意見の隔たりが埋まらず、執行部も議会も困り果てて、町政が前に進まなくなったような事態が発生した場合には、住民投票という手段も有効な決着方法と思っております。現在、町政において、困り果てて、住民投票により意見を確認するというような事案はございませんで、早急に導入する必要はないと思っておりますし、このたびの件につきましても、町民の信託を受け、町民の代表として活動されている議員の皆様方の真摯な御審議をいただき、結果、反対の御意見もありましたものの、民主主義のルールにのっとって、多数決で決定いただいたものであり、御指摘は当たらないと思っております。

なお、鳥取県におきましては、県民参画基本条例の中で、常設型の住民投票制度について検討中でありまして、新聞報道によれば、投票権は20歳以上で、特定の住民、地域に関する事柄や県の組織、人事、財務にかかわる事柄など6項目は除外するように進められております。県下市町村の協力がなければできないことから、担当部局も西部町村会に来られて、説明をされまし

たけれども、具体的な検討課題についてはこれからということと聞いておりますので、その議論の過程や結果を十分に注視してまいりたいと考えているところでございます。県と市町村は連携して福祉の向上を図っていく立場にあり、この件について足並みをそろえなければならないような場面が出てくれば、その折には議会に御相談を申し上げようと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） るる御説明いただきましてありがとうございました。私の十分理解不足の点もあって、このたびの質問となったということは十分認めますし、その辺については、おわび申し上げたいと思います。ただ、私が言いたいことは、決して町長をおとしめようとか、あるいは、そういうような何ていいますか、町長に対する信用を失墜させるようなことを私があえてあげつらって何かをしようということじゃございません。謙虚に本当に町民のための町政とはどういうものだろうかということを私なりに考えて質問したものでございますので、誤解のないようにまずお願いしたいと思います。

それでは、早速逐次質問させていただきたいと思います。これは、直接このたび私がこの質問条項の中には上げておりませんでした。きょう、議会の冒頭で同僚議員さんの方から、町長の3選出馬について質問されて、それについて町長の意思を確認されたという部分でございました。それにつきまして、私もいろいろ関心を持っておりまして、先般6月の12日の日本海新聞の記事の方に、町長が後援会との方で話の中で、最終的に決断をされて立候補なさるんだという記事は出ておりましたんですが、それがその中で、新聞記者さんの記事によると、ただ、その出馬することについての町長のお考え等については何もないということだということに出ておまして、私は正直言って驚いたところでございます。これから本当に、最終的にはきょうの段階、冒頭、議員さんの質問についてお答えになっておりますけど、その当時、12日の段階では、少なくとも町を預かろうという人間が自分の思いを話すことがないなんていうことは、一般的に考えられないことでございます。そういう点で、私は驚いたことと同時に、いかがなものかなと思ったところでございます。まあ、それは今の最終的にきょうの本会議の1番の質問の中で、ちゃんとお答えになりましたが、でもそのあり方というものが私としては大変に、何か口惜しい思いがいたしました。

といいますのは、大変に失礼な言葉だかわかりませんが、過去にずっと町長の町政の中、町長が今る述べられましたけど、町民の意見を十分に反映したり、町政にそういうお考えの中でやってきたっておっしゃいましたですけど、事実として、必ずしもそうだったかどうかという事実、

疑問があります。その町長さんが大変ならつ腕であり、剛腕の町長だということは私もよく承知しております、それは。でもやはり、本来、基本的には、町長が、言葉悪いですけど、独断と偏見による町政でなく、やはり本当に町民の意見、あるいは、職員さん方の意見を踏まえた上で、議会の方に提案でもしてこれれば、いろんな問題点も解決できるし、問題も出なかったんじゃないかというぐあいに思うところたくさんあるわけでございます。私のこれは感じた主観でございますが。

ちなみに、これは御本人さんからも言われたことで、許可をいただいておりますから、あえて私申し上げますが、町長が町政執行に当たって、今までに職員さんの待遇等に、待遇といいますか取り扱いについて、決して公平な形でなかったり、いろいろ問題点があったということで、町長さんのもとの働いたことを、むしろ大変自分としては苦痛に思ったというような話も出ております。これは個人の名誉の問題ありますから、名前等は申し上げます。ですが、町長が今御説明なさったような形の、本当に公正で公平な町政が行われたとは私は思えないわけです。

そして、先ほどのゆうらくの件の方に返りますが、今、町長が御答弁なさったことを3月議会の方にも話があって、私もこの記録しているわけでございますが、その中で、法人の自立と安定経営の検討がされ、その結果、資産もない法人では自立も安定経営もおぼつかないとして、固定資産の購入取得を決断し、あわせて運営の努力目標として町に納入していた利用目的の寄附金も一定額を納付することで終了とするということでございます。町では、伯耆の国の方針を理解し、自立と安定経営を支援していくこととしたということでございます。しかし、いろいろ調べてみますと、若干疑問な問題が私としてはあります。これは町長がどのような御答弁をなさるのか、ちょっと私もわからないわけでございますが、ちょっと手元に資料がございますから紹介してみたいと思います。ちょっと待ってやってください。

先ほどの経営の安定等について責任を持たないけんというような形で町長は説明なさったわけでございますが、手元にもございます社会福祉法人伯耆の国の決算報告書第10期、23年4月の1日から24年の3月31日という形の決算報告書がございます。この中を見ますと、人件費の支出の欄でございますが、役員報酬として、23年度804万9,000円という形の役員報酬が上がっております。こういう役員報酬、これは役員全員じゃなくて個人だろうと思います。ここを見る限りは、理事長の退任慰労金だとか、理事長の650万円の増だというようなことが書いてございます。これは昨年の6月からことしの3月までの10カ月分の報酬のように聞いております。そういうこと等々を見た場合、これが町の方が積極的に土地を売却したり、あるいは、建物を修繕して、10億ほどかけてと、町長さっきおっしゃいましたけど、そういう修繕までし

てその伯耆の国さんの方に無償譲渡するというように今説明を受けたわけですが、そういうことから考えると、大変な矛盾を感じるんですよ。これだけの高額報酬が取れるということは、経営の安定をしてると見て私は差し支えなかつたと思います。ですから、今、町長の御説明では、私は納得できないわけでございます。

とりあえずその辺について御説明いただきたいと思いますが、安定経営を町長は支援していかないとされたんですけど、現在がもう既に、先ほどもおっしゃいましたように、1年間3,000万からの寄附金をいただいたりしてきたわけですよ。それから、しかも現在2億8,000万からの剰余金といいますか、留意金というものを持っておられるはずでございます。そういう中で、今本当に経営が逼迫したり、あるいは、心配なさる向きがあるだろうかと私は単純に思うわけですけど、その辺について町長、見解をお願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。最初に報酬のことをおっしゃいましたけれども、これは理事長の報酬だけではございません。伯耆の国には理事長もおられますし、それから理事もおられます。それから、評議員さんもおられます。そういう方々のまとめたものが報酬としてっているというように思います。理事長は、途中で理事長になっていただきました。本当は、役場の職員だったわけですけども、役場に勤めておれば、3月まではそのまま勤められるわけでありまして、60歳になつてもですね、わかりますかそこは。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ええ、わかります。

○町長（坂本 昭文君） したがって、それも6月という中途のときでございましたので、3月までは今までお支払いしていた給与、その額を報酬としてお支払いした。ことしからは、大体基本的に7掛けで頑張つていただいております、0.7掛けたものですね。在職中の給与に0.7を掛けましたものを報酬としてお支払いをしているというぐあいに聞いております。決して高いわけはないし、それから他の法人、このような社会福祉法人の報酬などと比較してみますと、もう格段に安い。たくさん借金を負つて、200人近い職員を責任持って雇用しているような法人としては格段に安い報酬で頑張つていただいていると私は思っております。

それから、資金が積立金があるというようなことをおっしゃいましたけれども、これは当然のことでありまして、積立金を持って、将来的なさまざまな備えをするということは当たり前の話であります。積立金がない方がむしろ危ないわけでありまして、積立金のない方がむしろ危ない。その積立金も、土地を購入すればそれだけなくなります。今、また新たにグループホームの建設も始まります。これも2億ぐらいかかりますね。それから、最終的には自立して、いずれ建物が

古くなって、建てかえをしなければならなくなります。そういうときに自分の力で建てかえをせないけません。したがって、社会福祉法人の財務としてはまあ健全経営だとは言ってはおりますけれども、決して将来的に安心できるものではございません。したがって、土地、建物といった不動産を持って、担保価値のあるものを持って運営を行っていくことがはるかにまた安定をした経営につながっていくと、このように思うわけです。よろしいですか。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） るるありがとうございます。御説明いただいたものの中身はわかりましたんですが、差し支えなければ、公職についているわけでございますから、公職といますかそういう社会福祉法人さんの役員でございますから、7掛けというものの大体の金額というものはどのぐらい報酬をいただいているものですか。（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） ちょっと休憩します。

午後4時47分休憩

午後4時48分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。町長が理事長をしておったときにも報酬は出ております。これは日額旅費みたいなものです。出たときに幾らかということでございますから、まあ、ささやかなものでございますが、今の理事長は常勤でございます。常勤でございますので、きちんとした報酬をお支払いしておるということでございます。それは、町の職員の給与を大体考えていただければ想像がつくと思います。その7掛けぐらいでお世話になっておるということでございます。（「議長、時間延長せんといけん」と呼ぶ者あり）

○議長（足立 喜義君） 本日の会議はあらかじめ時間を延長して行います。

赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 言われることはよくわかったんですけど、今も私申し上げましたように、もし社会福祉法人さんで、確かに町の直接関与できないところがあるのはわかるとるんですけど、参考までに、経営安定がどうだこうだの中で、一応理事長さんというものはどの程度の報酬をいただいているのかがお聞きしたところです。ですから、差し支えなかったら、大体どのぐらいのもんだということを、7割ってものがどのぐらいのものかということを教えていただきたい、私わかりませんから。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） そういうことは、差し支えがございます。私の口からここでそういうことを申し上げるわけにはいきませんので、直接聞いていただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 町の職員さんというものは公僕なんですよ。個人名を公表して給料何ぼだということを私は尋ねてるわけじゃございませんので、あくまで管理職だったらこの程度とかそういうことを言われれば、おおよそ70パーだったらどうだっていうことがわかるんですけど、何も答えられないということはないと思います。（発言する者あり）想像できないから聞いているわけじゃないですか。（発言する者あり）だから、いい時期だから、管理職さんはどのくらい取っていらっしゃるかということも参考になるんだと思いますから教えてやってください。

○議長（足立 喜義君） 大体、赤井議員、休憩はないですけど、給与表というものはみんながもらって、何号が何ぼということは議会の資料として今まで常に出ておりますけど。

○議員（7番 赤井 廣昇君） だけん、おおよそでいいから私は……（発言する者あり）
何をおっしゃってるのか私はちょっと理解できないんですけどね。

○町長（坂本 昭文君） 町の課長の平均給与ならわかると思いますよ。済みません、休憩。

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午後4時50分休憩

午後4時51分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

再度お願いします。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 済みません、ということですので、もうそれから先はあえて私も質問はいたしません、けど、非常に私は法人の理事長として町長は決して高くないとおっしゃいましたけど、私はそれ相当な報酬をもらっていらっしゃるんじゃないかということはこの表を見たときに感じたわけですけどね。この、町長、決算報告書はいいかげんなもんですか。それなりにしっかりしたものだったら、それなりにやっぱり高い報酬を取っていらっしゃるということは否めないじゃないでしょうかね。安いと言われた根拠を私はちょっと理解できないんですが。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私が聞いております社会福祉法人としての理事長職

の報酬というのは、これは聞いた話ですよ、高い人は3,000万円ぐらい取っておられるということをお聞きしております。3,000万円取っておられる人や、1,000万円でも取っておられる人から見れば、これは随分安い報酬であります。それから、100万や200万しか取っておられぬ人から見れば、これは随分高い報酬だということに思います。結局、それは相対的な問題であります、相対的な。安い人から見れば高い。高い人から見れば安い。一体全体、ではどこの辺に妥当な線があるのかということはやっぱり全国の社会福祉施設の報酬などを比較してみれば、大体見当がつかます。そういうものと比較してみても安いということでございます。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今の安い、高いについてはそれぞれの比較によって違うということをおっしゃいました。それはわかります。まあ、これ以上突っ込みませんが、私も。ただ、今も言うように、健全経営のことを考えたときに、町の方に3,000万からの寄附をし、それから当然だっておっしゃいましたけど、2億8,000万からの剰余金といいますか、留意金があるというやにおっしゃいまして、当たり前だと言われたんですけど、そういうものを出してけるということは決して経営状況が悪いということを断定する材料にはならないと私は思います。だから、今、町長の御答弁では理解できないわけなんです。

経営状況を、今、町長説明なさったのでね、そういう中でこれだけのものを町の方に寄附金を出し、あるいは、留意金がそれだけはあるということは経営状況から見て、決してこれが不健全な経営だどうだこうだということじゃない、もうそれなりのちゃんとした経営状況にあるということをお聞きしておるじゃないでしょうかね。私はそうとらえております。

ちょっと、あんたら、人が話ししとるだけん、あんたは質問しとらんで。（「わけわからん」と呼ぶ者あり）わけわからんことないが、私が聞いちょう、何でわからんだ。（発言する者あり）時間がなくなってしまいます。次行きます。

そういう中で、最終的にグループホームの必要性もあり、これが一般社会的なニーズで、当然町の方にもそれを建てていかなければならないんだと、その経費も10億円もかかるんだというように言われました。それと、もう1点は、ゆうらくの無償譲渡の話をお聞き言われまして、それもそれ相当のものを修繕してから無償で譲渡するんだっておっしゃいましたですけど、本当に果たしてそういう形で町民は理解いただけるものではないでしょうかね。ちょっと御答弁をお願いします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 3月議会でいろいろ議論をいたしまして、賛成、反対もございましたけれども、最終的にそういう方向で議決をいただいたと、このように思っております。

先ほども申し上げましたように、建物は建ったときが一番いいわけです。ずっと時間の経過とともに、修繕費がかかってきます、修繕費が。ですから、伯耆の国としては、土地はいただいて担保に入れることもできたりして運用ができますけれども、本音から言えば、建物はもらわん方がええわけです、伯耆の国は。町がみんな直いてくれますからね、指定管理でやっておれば。ところが、土地と上の建物はセットだという考え方がございまして、県の方もそれを強く指導しております。伯耆の国に建物も譲渡して、あとは自分の責任で直して使いなさいよということなんです。今は、ちょうどいいころなんです。10年たって、経営もぼちぼちやっておりますし、本人たちに建物も所有させて、自分たちの建物だという思いで維持管理をしていただいた方が、きっと長もちもすると、大事に使っていただけると、このように思います。

今、指定管理をしておりますから、よく考えてくださいよ、指定管理をしておりますから、わずかな修理代はもちろん伯耆の国が修理して運営しますけれども、大規模な改築というようなことになれば、もう全部町がせなければいけませんよ。ちょうどほどほどの、10年たって、ちょこちょこ壊れかけたり、設備が傷んだりして、交換の必要が出てきました。今、空調の設備が耐用年数を迎えて、交換をしなければいけなくなっております。もうそれだけでも1億円以上かかるといって言われております。そういうことが目の前にもう迫ってきておりますから、伯耆の国としては受けたくないわけです。だけど、それは一定の町も負担をしながら、伯耆の国に土地と建物をセットで渡して、自分たちの責任で管理運営をしていただきたいということなんです。そこをよく間違いがないように御理解をください。土地と建物はセットだと、これを県も指導しておるといってございまして、私ども町としては、伯耆の国に土地だけはだめですよと、建物もセットですよと。金がかかるんだけれども、そういうものも一緒に引き受けて運営をしてくださいということをお話しているわけでありまして。そういうことに町民の皆さんは、きっと御理解をいただけるものと思っております。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、町長は、町民は理解していただけるだろうと思うと言われましたけど、こういうことは議会であったことはただ議会報が出るだとか、あるいは、町のCATVを通じて放送してるとかそういうことでなくて、やっぱり町民さんの理解を得るためには、改めて町長のお言葉でそういう町民さんに向けられた説得する話というのはなさっていますか。

（発言する者あり） だけん、議会でどうこう言ってない。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。すべての案件は、この本議場を通じて議員さん方と

の議論の中で決定になります。すべての案件がそのように決定になります。そしてこの議場の状況は逐一S A Nチャンネルを通じて各家庭に配信されております。したがって、町民の皆さん方はこういう議論を通じて町長の言わんとするところを御理解いただいていると、このように思っております。

○議長（足立 喜義君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 議会を通じて町民の方にお知らせしてるんだと、今、町長は考え方言われましたけど、議会で確かにやってることは町民さんは理解せないけないということは原則なんですよ、わかりますけどね、やはり全部が全部なかなか町民さんも議会の方に目を向けるということは難しいわけです。そして町の広報「なんぶ」、こういうものもありますよね。毎月々町民さんにこれを配布するわけでございます。ですから、こういうものを活用しながら、町長の思いなりをしっかりと伝えてほしいということを私はお願いしたいんですよ。ですから、いろんな部分で町民さんも、私も悪いんですけど、十分な議会、理解ができていなかったということで、若干逸脱した質問になったところもあるかと思えます。ですけど、やはりこういうような広報というものをどんどん活用してほしいと思えます。他市町村の首長さんはしっかりそういう思いなんかはこういうものに載せておられます。南部町長は1年に何回こういう形の中でお言葉なんかを述べられるか、ちょっと私見たことないんですけど。本当に正月のあいさつぐらいしか私記憶ないんですけどね。それ言ってもしょうがないですから、次進みます。

それから、この広報の問題、今私言ったんですけど、広報「なんぶ」の中に、御承知のように町の発展に寄与、貢献された人の表彰について1ページ全部を割いて記事が紹介されております、紹介というか広報されております。ことしの4月の29日の……（「赤井議員、マイク、マイク」と呼ぶ者あり）表彰を受けられた方が載っているわけですが、これはここに出てるものは2名の方が表彰等について広報されておりますが、聞きますと……（「通告があるかい」と呼ぶ者あり）町政一般にわたって質問をしている。そう細かいことは言ってないけど、町政一般について、私質問しとるだろうが。（発言する者あり）だからそれに関係したことを言ってるわけだ。あんたがとかく言うことないでしょう、議長が制止してるわけでもないのに。あんた議長か。（発言する者あり）（「どうぞ」と呼ぶ者あり）

というようなことから、表彰されても、片や表彰された事柄も全く記載されないということで、私はこの詳細については知る由はないんですけど、そういう分では大変なへんばした広報になってるんじゃないかって、私心配するんです。それに加えて、この広報の中身が、見られればわかるんですけど、順番としてもレイアウトから見ると、一番上段に手づくりペン立てを贈り続けて

20年……。

○議長（足立 喜義君） 赤井議員、通告にないことばかりで。

○議員（7番 赤井 廣昇君） いや、通告になくても、これは、このぐらいのことは別に問題ない話です。

○議長（足立 喜義君） そがなことにならんでしょう。

○議員（7番 赤井 廣昇君） だから、町政一般にわたって質問をしているわけですから。

○議長（足立 喜義君） 町政一般ではない。あなたがここに言われておるものとは大きくかけ離れて。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 議長。

○議長（足立 喜義君） はい。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 議長の議会というものに対する認識がおかしいじゃないですか。議会というものは十分な……。

○議長（足立 喜義君） あなたの認識がおかしいだ。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 何で。

○議長（足立 喜義君） 町政一般がどこに書いてありますか、これに。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 町政一般って、ここ書いてますが、民主的町政ということで。

○議長（足立 喜義君） それな……。休憩します。

午後5時05分休憩

午後5時07分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 本題にももちろん入りますけど、この問題は原則的なことですから、あえて私はそれを言っておいてから質問に入ります。この広報「なんぶ」の編集について、どういう形でこういうものをつくられておるのかをちょっととりあえず概略的なことでいいですから、担当課長として答弁してください。

○議長（足立 喜義君） 通告にありませんので、答えられることがあれば答えてください。（発言する者あり）ありません。

先へ進んでください。

○議員（7番 赤井 廣昇君） まともな編集会議もしたかどうか答弁ができないわけですか。

(発言する者あり) 通告外であろうが、これがそういう問題、答えられんほどの問題じゃないでしょうが。

もう担当課長の方が答弁をされませんので、これはしようがないから、次に移ります。

いずれにしましても、町民はこういう議会のあり方を見て、何だ南部町議会はと、本当に。

(発言する者あり) 自分が発言する場で言え。だから人のやじ飛ばすより、堂々と一般質問せえ、それだったら。一般質問せずにおって。

○議長(足立 喜義君) 静かにしてください。

休憩します。

午後 5 時 0 8 分休憩

午後 5 時 0 9 分再開

○議長(足立 喜義君) 再開します。

赤井廣昇君。

○議員(7番 赤井 廣昇君) 時間の方が切迫しましたので、まだ私の質問も、し足りないところありますから、引き続いて質問をさせていただきます。

2010年の、これも議長が通告外だと言われるんでしょうかね、2010年6月の14日、19時30分から開催されました下阿賀区の区民さんと町長との懇談会が開催されております。

(「通告外だ」「住民投票条例」と呼ぶ者あり)

○議長(足立 喜義君) 赤井議員、何回も言うけど、何でも答えさすけん。通告してください、通告を。

○議員(7番 赤井 廣昇君) そんなこと言ってないでしょう。細かくには通告してないですけど、住民投票条例のことにして質問しておるわけですから。

○議長(足立 喜義君) 次は通告してない。いや、住民投票条例のことを言ってくださいよ、そうだったら。

○議員(7番 赤井 廣昇君) だからそれらに関係しているから質問しているわけですから、関係した事柄は若干紆余曲折あった説明になるかもわからん。

○議長(足立 喜義君) いや、そこで何でも、その範囲を広げてもらうと困るだがんね。まあ、やってください。

○議員(7番 赤井 廣昇君) 自分の与えられた30分の範囲でやってるわけですから、ある程度のことはね。

○議長（足立 喜義君） そげなことは……。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 議会というものはどういう趣旨ですか、議長。お考えが十分でないと思います。議長をなさる資格がないですよ、そんなこと言われると。（発言する者あり）

続けます。これは関係あるかないかは、議長、あんたが判断してください、それだったら。今言いましたように、下阿賀区さんとの懇談会が開催されておりますが、そのときに町長は、町民さんにこの任意団体で振興協議会に加入しなかった場合には、区民に不利はあるかと質問を受けられておりますが、そのとき町長ははっきりと、皆さんが非加入を選ばれたわけであり、差別あるとの大変問題ある答弁をなさって、会場が騒然としたように聞いております。それで、その方は議会に召喚されれば、自分はいつでも出向いて、こういういきさつがあったということをしやべると言っておられます。

それから、国民というものは、憲法第11条、基本的人権。国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。第13条は、個人の尊重と……。

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午後5時11分休憩

午後5時12分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

○議員（7番 赤井 廣昇君） だから、聞いてそれがだめだったときには却下してくださいよ。

（「赤井議員、続けて。続けてせんと時間がないよ」と呼ぶ者あり）ちょっと申しわけないですけどね、これから先は、私が読み上げればその分だけ時間が全部カウントされちゃいますので、私言いますので、当局の方で読み上げていただけませんか、お願いいたします。（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） 質問してください、質問。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 質問の中身のことを、私が全部この条文について読み上げたら時間が足らなくなっちゃうから。

○議長（足立 喜義君） それは仕方がない。あなたは持ち時間の範囲内でせないけんで。

○議員（7番 赤井 廣昇君） とにかく、憲法の中でこういう国民の権利というものがはっきりうたってあるんですよ。すべての国民は個人として尊重されると。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重

を必要とする。

第14条、平等原則。すべて国民は、法のもとに平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない。

そして17条は、公務員の不法行為による損害の賠償。何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国または公共団体に、その賠償を求めることができる。町民に差別損害の事象について求償ができるということを触れております。

さらに、地方自治法第10条、住民の意義、権利、義務の2号で、住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。なお、地方公務員法第30条に服務の根本基準。すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれを専念しなければならない。憲法15条の2。すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないなどから見て、町長が言われた不利益あるとの件は、明らかに憲法等に抵触するゆゆしき発言であります。看過できない大きな問題だと私は思います。

そして、県知事さんと懇談をしておりますが、そのときにも県知事の方にいろいろ救済してくれというようなことを町長はおっしゃっております。しかしながら、知事の方から何の回答もないようでございます。ちょっと、まだ残り1分、2分ありますから、読み上げます。

これは平成21年2月の5日、10時から12時まで緑水湖研修センター会議室であった、知事さん等との意見交換会でございます。その一部を紹介いたします。これは、若干今私の通告外だと言われればまた却下されるかもわかりませんが、基本的に町長は地域振興協議会のことについて、知事の方に質問していらっしゃいます。浮いた税金なので、町に回収することになるということで、これは途中からなんです、時間がないから割愛します。収益事業で税金がかかるという問題がある。簡単な告示行為、承認行為で一定の資格のある団体として認めて、自治法、税法、公務員法、この問題としてクリアしていただけたらと思うという形で、知事をお願いをしていらっしゃいます。そのときの知事の答弁から見ますと、県と一緒に研究してみたらと思うと。既存制度で使えるとしたら、支援団体の制度があるNPO法人の法人格がとれるとか、収益事業については減免の制度がある、公益団体も新しい制度をつくらうとしている。支援団体であれば、市町村で認可できる等々の町長とのやりとりがございます。これについて、それから県の方から何の答弁も回答もなかったように聞いております。

○議長（足立 喜義君） 赤井議員、時間がなくなりました。再度言いますけど、休憩します。

午後5時17分休憩

午後5時18分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

以上で7番、赤井廣昇君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） これをもちまして本日予定しておりました一般質問は終わります。

以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

明日19日も定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。

午後5時18分散会
